

午前10時5分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において20番 西浦 修君、22番 林 治君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） おはようございます。日本共産党の成田政彦です。

自民党は昨日、総裁選挙結果が出て、小淵首相が再選されましたが、加藤氏、山崎氏を初め3氏が選挙中主張したことは、大銀行、ゼネコンなど大企業優先の景気回復政策であり、これでは不況と失業、就職難など国民の困難を解決するのではなく、今日の自民党政治が国民生活の困難を改善するという展望が出てこないことも明らかであります。

また、民主党党首選挙では、鳩山氏が徴兵制を主張して、マスコミを初め国民からの強い批判を受けて引っ込めるなど、憲法を改悪する姿勢を示すなど自民党政治と余り変わっていないなど、野党としての立場が極めてあいまいであります。

今日、日本の政治に求められているのは、まず国民の立場に立って、不況、失業の緊急な解決であります。日本共産党はそのために頑張る決意であります。私は、市民こそ主人公の立場から、大綱6点にわたって質問します。

大綱第1点は、JR阪和線と砂川樫井線の安全対策についてであります。

去る9月3日、男里地区で2人の小学生が南海電車にはねられて亡くなるという痛ましい事故がありました。子供さんを亡くした御両親の悲しみは想像を絶するものがあると思います。この事故

は踏切事故ですが、泉南市内ではJR阪和線、南海線の沿線地域では、防護さくの不備で簡単に子供たちが線路を横断する箇所が数多く見られます。一丘団地横のJR阪和線でも、去る5月、一丘幼稚園の園児が防護さくがないため線路内に入るといった事件が起きて、子供さんを持たれる親にとっては大きな不安を与えました。

さらに、砂川樫井線については、昨年一部工事をしましたが、その際、砂川樫井線のJR阪和線に対する安全対策が極めて不十分で、住民の間から不安の声が上がってます。JR阪和線と砂川樫井線の安全対策について、市の対応をお伺いしたいと思います。

大綱第2点目は、障害者問題であります。

知的障害者の通所授産施設として泉南作業所の役割は、障害者及び障害者の父兄にとって、障害者の生活と自立に向けて大きな役割を果たしてまゝす。しかしながら、今後佐野養護学校の卒業生は減ることなく、増加の傾向です。今日、知的障害者にとって、作業内容の多様化、少人数グループ化など、知的障害者自身の要求に見合った作業所づくりも必要となってきています。市としての対応をお伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、同和教育についてであります。

亀田教育長は、教育委員会が平成11年3月に発行した「泉南市の同和教育推進計画」という冊子のあいさつ文の「はじめ」の中で、大阪府がことしの1月に策定した人権教育基本方針及び人権教育推進プランを市の同和教育として推進したいと述べるとともに、現在教育委員会が指導している誤った同和教育を自画自賛しています。

言うまでもなく、大阪府教育委員会がことしの1月に出した人権教育基本方針、人権教育推進プランは、子供の人権認識をゆがめ、同和の固定化と部落解放同盟の掲げる部落民以外差別者という特定の教育方針を定着させるために、行政的に保障するものであり、到底認めることはできません。

なぜならば、人権教育基本方針、人権教育推進プランでは、人権が尊重される社会、人権問題の理解と認識、人権問題の解決など人権について多くを語っていますが、人権とは何かについての本質は一言も語っていません。にもかかわらず、基

本方針、推進プランは、人権問題として同和問題、女性、障害者、高齢者、子供、在日朝鮮人にかかわるさまざまな人権を挙げています。しかし、これは余りにも偏った、矮小化された人権と言わざるを得ません。

今日の日本には、労働者の問題、公害、基地公害、学歴、思想・信条、貧困、さらにエイズ事件など、行政による人権侵害や警察権力による人権侵害などは基本方針、推進プランで触れてないなど、さまざまな人権問題が存在しています。

基本方針、推進プランの立場は、差別という観点からのみ一くりにする被差別意識の立場だけを問題にする極めて偏った、矮小化された人権になっており、そもそも人権を語る出発点、人権のとらえ方が間違っていると言わざるを得ません。

このような誤った特定の考え方に対して教育委員会は、教育基本法第10条で教育行政は不当な支配に屈してはならない、また教育行政は教育の諸条件の整備の確立を目標と定めているにもかかわらず、教育の中立性を踏みにじて教育内容まで教育長の異常なあいさつ文を示す、このようなことは教育に対する不当な干渉であり、許すことはできません。

いわんや、今日の部落問題が大きく解決の方向に向かっている到達段階を無視して、同和の固定化につながる人権教育は、部落解放同盟の言う解放教育の延命、助長を目指す以外の何物でもありません。さらに、基本方針、推進プランは、実施及び終了の年限の明記もなく、これでは人権教育の名による同和の永続化、固定化につながるものと言わざるを得ません。

そこでお伺いします。このような人権教育については廃止し、さらに日本国憲法と教育基本法に基づく当たり前の教育をするために、同和教育課を初め、同和教育につながる一切の教育委員会の組織の廃止を求めます。

大綱第4点は、同和保育と人権についてであります。

国の同和事業が終結に向かう中で、同和保育も今日人権保育と装いを変えて、永続化しようとしています。既に同和教育と同様廃止すべきものがあります。まず、鳴滝地区には第一保育所、第二

保育所、鳴滝幼稚園と、実質3園で行われておりますが、同和保育は縮小し、廃止し、市単独の鳴滝幼稚園などの同和加配も廃止すべきであります。教育委員会の対応及び健康福祉部の対応をお伺いいたします。

また、人権については、人の意識まで問題にする啓発事業は廃止すべきであります。市の対応をお伺いしたいと思います。

大綱5点は、市内巡回バス運行問題についてであります。

6月議会では研究課題との答弁でありましたが、当市の貧困な公共輸送機関体制では、巡回バスは高齢者社会を迎える中で早急に必要であります。具体的な対応をお伺いしたいと思います。

大綱6点目は、医療問題についてであります。

済生会泉南病院移転であります。移転問題のその後の経過と、さらに19床の診療所的病院では市民の要求の強い脳、心臓、がんなど対応できません。脳、心臓、がんなど、診療科目の設置の展望についてお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（藪野 勤君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 済生会泉南病院についてお答えを申し上げます。

済生会泉南病院の移転問題でございますけれども、従来は現敷地の中で検討が加えられておりましたが、済生会が将来的に事業の拡大を図りたいという意向があり、りんくうタウンに立地場所を定めることになりました。本市といたしましても、平成14年オープンに向けて、大阪府がこの移転計画を行うということについて理解を示したものでございます。

現在の状況でございますけれども、今年度の大阪府の当初予算に特別養護老人ホームの設計及び一部工事費が計上され、また病院、老人保健施設等の設計に着手する計画予算が約8億6,000万円計上をされておまして、順番としましてはまず特別養護老人ホームから建設が開始されることとなっております。

ご承知のように、先般来からりんくうタウンの予定場所で用地の造成工事——これは企業局が行

ったわけでありまして——をしております、既に造成の方は完成をいたしております。

それから、今後の目指すべき方向でございますけれども、これからの時代というのは、福祉・医療・保健、一体的な連携が求められている時代だというふうに思っております。

病院につきましては、福祉施設の協力病院という1つの目的がございますけれども、本来の病院機能として、当然地域住民の疾病傾向に見合ったものにしていただきたいという要望をいたしております、特にこの地域で疾病数の非常に高い循環器系を中心として、高度診断機器による専門医の確定診断等、あるいは早期発見、早期治療に努めますとともに、地域の医療機関との連携によりまして高度診断機器の共同利用、あるいはネットワーク化も行うことといたしております。

また、これからの時代、大変重要であろうと思われましてリハビリテーションにつきましては、老人保健施設及び特養、そして病院、一体的な利用も含めて同一フロアで設置して、効率的な運営管理が図られるようお願いをしております。

御質問のありました診療所につきましては、これは将来市が設置をする計画をいたしておりますが、当面大阪府と済生会で設置をしていただきます保健・福祉・医療、この三位一体となった事業から先に取り組んでいただくということにいたしております。その間に休日・夜間診療あるいは市立診療所等、コンセンサスを得なければいけない課題がたくさんございますので、調整をしてみたいというふうに考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） JR 阪和線及び砂川樫井線の、特に一丘団地に隣接いたします部分についての安全対策についてお答えをさせていただきます。

砂川樫井線の暫定供用区間でございますけれども、特に平成10年度施工いたしました区間の安全対策についてお答えをいたします。砂川樫井線は平成10年度におきまして一丘団地より和歌山側への車道部分の拡幅整備を行い、暫定供用を行って

いるところでございますけれども、平成10年度、終点部分よりJRの阪和線の線路敷地内への侵入が容易であり、危険であるという御指摘ございました。

砂川樫井線は事業着手以来二十数年間たっております、用地の交渉等、鋭意努力して早期の完成を目指しているところでございますが、このお尋ねの区間については、仮のパイプフェンスを設置して、特に車両などの不法駐車をされないように、また大型ごみなどの投棄をされないようにという形で管理をしておるところでございますが、砂川樫井線のこの区間とJR 阪和線との間にはまだ一部民地もございまして、一概に閉鎖をしようというわけにはまいらないところもござい

ます。しかしながら、安全対策については当然図っていかねばならないということでございますので、今後十分に検討を加えて、実施できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から成田議員御質問の新しい作業所設立について御答弁申し上げます。

現在、本市では授産施設としまして泉南作業所に35名、地域生活支援施設としまして泉南デイホームに22名の計57名が通所しているところでございます。作業科目としましては、パン、クッキー、陶芸をメインとして、農作業等も実施しております。

開所以来、希望により対象者全員の受け入れを行っており、施設としてはスペース的にもかなり余裕がございますので、今後とも全員受け入れの方針を堅持してまいる所存でございます。

したがって、議員御指摘の新しい作業所の設立という問題につきましては、今後の課題ということで認識したいと、このように思いますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、同和保育の問題について御答弁申し上げます。

同和保育所におきましては、人間形成の基礎を養う就学前教育の中で、健全な乳幼児の育成と全

面発達の保障を目標として、保護者や地域の人々と連携を密にしながら、さまざまな取り組みを進めてまいりました。その結果、健康でしなやかな体づくり、基本的生活習慣の確立、生活・遊び・労働を通じての自我の確立、知的発達の保障、集団づくりに、徐々にではありますが、成果を上げております。

しかしながら、人権差別の現実というのは今なお残っておりまして、子供たちの成長、発達に影響を及ぼしております。このような中で、人権保育の果たすべき役割が大きく、子供たちにとってよりよい環境を整え、保育を受ける権利の保障を行うことが求められております。

今、人権尊重の国際的な潮流の中、幼児の発達特性を踏まえつつ、部落差別を初め、障害の有無、性別、国籍などあらゆる差別を解消し、一人一人の人格や個性が尊重され、豊かな人間性がはぐくまれ、自己実現できる人権保育を実践していくことは、人権教育の基盤をなすものであると、このように考えております。

これまでの取り組みと成果を踏まえ、すべての保育所において人権を大切にする保育を進めていくことは非常に重要であり、今後も積極的な取り組みに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 吉野教育指導部参与。
教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）
成田議員御質問の同和教育の廃止並びに鳴滝幼稚園についての同和加配の廃止について御答弁申し上げます。

同和教育を初めとする人権教育の目指すものは、あらゆる教育活動を通して幼児、児童・生徒が、その発達段階に即して人権及び人権問題に関する理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、みずからの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人間関係や人権感覚を持って行動する民主的な人間を育成することです。

今後の方向につきましては、先般の議会等でも申し上げましたように、国においては地对協の意見具申、あるいは府の答申等が今後の方向性とし

て出されております。したがって、本市におきましても、国・府の基本認識を踏まえるとともに、取り組みの一定の整理を図りつつ、同和問題あるいは障害者問題、在日外国人等、それぞれ個別の歴史性、社会性を踏まえつつ、人権教育を総合的に推進してまいりたいというふうに考えております。

2点目に、鳴滝幼稚園における同和加配でございますが、御承知のとおり、鳴滝幼稚園につきましては、地域の御要望を踏まえるとともに、就学前教育を系統的に進め、園児の全面発達を保障するため、昭和49年より保育所と幼稚園の一元化、つまり長時間保育を実施いたしております。そのための人的措置として、同和加配による複数担任制をしき、促進担当者として位置づけ、保育の推進に努めてまいっているところでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。
議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 人権問題について御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、日本国憲法におきまして「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とうたわれております現在、基本的人権が十分に保障されていない現状があります。また、近年の国際情報化の進展に伴うマスメディアやインターネット界における人権侵害等、新たな人権擁護の課題への対応が必要になるものと考えられます。

こうした現状にかんがみ、本市におきましてはあらゆる差別を根本かつ速やかになくし、人権意識の高揚を図り、差別のない明るい住みよい国際都市泉南市の実現に寄与することを目的に、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例、いわゆる人権条例を平成7年6月より施行したものであります。

今後とも人権啓発、形態、手法等の改善を図り、人権問題に関する学習環境の整備充実に努め、時代や現実に応じた人権意識の高揚、人権擁護活動の推進に努め、一人一人の人権が尊重される地域社会の創成に努めてまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の巡回バスの取り組み状況について御答弁申し上げます。

市内循環バスにつきましては、現在本市で運行しております福祉巡回バス、また従来より走っております路線バスとの関係や、今後の泉南市のバス問題についてどうあるべきかということも含めまして、近隣各市町で実施しておりますバス運行状況資料を踏まえまして、本市のバス問題検討委員会で総合的に検討を重ねてまいりたいと思っておりますのでございます。

現時点では、近隣の泉佐野市、阪南市、熊取町等の調査は既に実施いたしておりますので、本市の検討委員会への提出資料の作成作業を進めているところでございますので、それらが済み次第、検討委員会で慎重に検討を重ねてまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 何分までですか。

議長（藪野 勤君） 11時6分までです。

14番（成田政彦君） 最初に、私は踏切の安全対策についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、議長にお許しを願いたいんです。私はJR阪和線の危険な箇所を写真に撮ってきましたので、まずそれを市長並びに——さっき検討すると言った、これが現実に検討と言うけど、どれだけ危険なことなのかという、早急にやってほしいという写真を撮ってきましたので、それを配付してよろしいでしょうか。

議長（藪野 勤君） 議場にですか。

14番（成田政彦君） 市長と事業部長に。よろしいでしょうか。

議長（藪野 勤君） 見ていただくんだったら結構です。

〔成田政彦君、資料を手渡す〕

14番（成田政彦君） 事業部長からの答弁があったんですけど、特急が通るとこの写真の部分は、去る5月、一丘幼稚園の園児が線路に出て、園及び父兄に非常に不安感を与えたということで、早急に防護さくをつくってほしいという要望が出たんですけど、JRの感覚では、ひもをくくって安全対策したということで、あれでは小学生だっ

たら乗り越えていくということで、現実に非常に危険な状況であると。

それからもう1つは、先ほど事業部長が言われましたんですけど、砂川樫井線の奥の暫定的に工事したとこですね。それは電車がそばを通って、いわゆる防護さくがやられとるというんですけど、そばにはヒューマンションというのがあります、現実的にもうすぐ入ってはねられると、そういう危険性があるということで、検討じゃなくて、すぐすべきでないかと、子供の安全性の問題を考えると私は考えるんです。

公団の対応というのは、管理しておるとこは立派な防護さくをきちっとつくっております。市の方面の方はそういうずさんな管理がされとるといことで、事業部長にそういう答弁では子供たちの安全は守れないんじゃないかと。市のつくった道路ですよ。

この道路、砂川樫井線そのものが、先ほど言いましたように24年間、工事をやったのは団地の横だけでしょう。しかも、その道路もカーブしとると、そして迷惑駐車になつとると、通行もできないという、こういう道路でしょう。だから私は、迷惑駐車の問題もあるけど、まず安全対策——砂川樫井線の工事問題から派生しとるとこの子供の安全対策について、事業部長、その答弁ではちょっと子供たちの安全は守れないと思うんですわ。

それで、パイプは知らなかった、これ。これは歩行者の安全対策ではなくて、車両のごみをここへ不法投棄するとか、そういう安全対策のパイプであって、歩行者対策は何一つしてなかったという、そういうことを僕今初めて聞いて、これは頭に來ますわ。こういうことではあきません。

どうですか。砂川樫井線のいわゆる工事着工で不十分な面については、少なくとも公団と同じような防護さくを早急にきちっとつくるべきですわ。公団と同じように対応を。これ、現場を見て、すぐおりてきますよ、ずうっとあそこへ。その点どうですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 鉄道敷の安全対策は、これは民間の企業体でございますので、それは本来……（成田政彦君「わかっとるよ。違う。樫井

線の安全対策を言っとるんです」と呼ぶ) 榎井線については、これは道路の部分については入っても構わないということをごさいますして、ただ安全対策というと、工事をしておるとか、そういう部分については安全策を講じなければいけないということをごさいますけども、道路そのものは危険なものではないというふうに思っております。

ただ、泉南地域のことでございますので、線路敷に入らないように防護さくをするとか、そういう部分についてはJRとも協議をしなければいけませんし、また平成10年度に実施いたしました工事中で区切れた部分、これについては入らないように処置をするとか、そういうものは必要であると思っておりますが、道路そのものは入っても別段危険なものではないというふうに考えているところでございます。

議長(藪野 勤君) 成田君。

14番(成田政彦君) そうしたら、何で市道でも歩道と車道の間に防護さくをつくるんですか。これはちゃんとつくっとるでしょう、歩道と道路の間に防護さくを。市役所の前にもつくってるじゃないですか、ちゃんとそういうふうに。市役所の周りにつくっとって、何で団地の周りの市道につくらないんですか。つくっとるでしょう、市役所の周り。もし砂川榎井線で、あんなでたらめ、ずさんな道路が市役所の前にできますか。あんな、ほっときますか。あんな曲がって、でこぼこで、あんな道路、市役所の前につくりますか。団地の横だったらあんなずさんな道路でいいんですか。おかしいでしょう、その考えは。

まず第一には、道路を通っとる人たち、市民の安全を守ることがあなた方の任務でしょう。違いますの。そんな考えだったら、幼稚園児が線路でひかれようが道路は安全だと、それはJRの責任やと、そんなふうになりますよ。違うでしょう。まず、危険だと指摘しとるんですわ。それも父兄も全部指摘、いつでも線路に入れると。

だから、市道のところにちゃんと、あんな簡単な防護さくをつくるんじゃないくて、パイプじゃなくて、子供たちが入れんように防護さくをつくってくださいと、これは一丘幼稚園も一丘小学校のPTAもみんな要望しとるでしょう。道路は安全や

と、JRとは関係ない、そんな乱暴な答弁ありますか。やり直しなさいよ。今すぐしなさいよ、そんなの。

男里で踏切を越えても、子供たちはああいう痛ましい事故が起きたんですわ。現実は一丘のJRの横、幼稚園児が線路に出て、もう一步のところに走っとるんですよ。そんな起きてないと言うんなら——現実に起きとるんですわ。もちろんJRがやるのは当たり前ですわ。JRがやる、それは当然のことですわ。市として、砂川榎井線のあの部分は危険だと言われとるんだからね。写真を見ても明らか、電車がすぐ横通っとるんやもん。すつといかれますで、あんなことでは。

市民の生命と財産と安全を守るのは市の義務じゃないですか。ましてや、痛ましい子供たちのそういう命を守るのは、それはどうですか。道路が安全で、そんならこの道路で何で自動車事故が起こるねん。何を言っとるねん。何が安全や。いいかげんなこと言うて。

議長(藪野 勤君) 成田君に申し上げます。言葉の表現の中で「でたらめ道路」とかというような表現は余り好ましくございませぬので、御注意願います。山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) 道路の安全対策を講じるのは、これは我々の義務でございますので、その部分については当然泉南市は実施をいたします。

ただ、JRの安全を考える部分については、JRの役割分担になるものと、そういうふうには解釈しておりますので、何も泉南市は勝手に入っているとか、そういう部分で言うてるんではございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

それと、道路と歩道の遮断、これは当然必要でございます。これについては、車の事故を避けるために設けるものでございまして、逆に言えば、入らないようにするためではございませぬので、その点、私どもも理解しております。

ただ、先ほども申しましたように、平成10年度に実施した部分、これについては要するに区切りをつける意味もございませぬので、その部分についての安全対策は講じるということをごさいます。議長(藪野 勤君) 成田君。

14番(成田政彦君) それでは、事業部長、平

成10年度にやった榎井線の最終の安全問題については、防護さくなど安全対策をとると、そういうことですか。

それと、もう1つ、さっきのJRそのものの安全対策のさくの問題なんです。これは市からあんなひもではなくて、きちっとネットをつくりなさいということ強くしてほしいんです。その点はどうか。これは市のどこの課ですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） JRと泉南市の砂川榎井線は接点多うございますので、常時協議をしておるわけでございます。安全対策については、これは要望していきますが、どのようにしろとか、そこらまでは私とも言えないわけでございますので、できるだけ恒久的な安全策を設けるようにと、そういう要望はいたしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 次に、私は障害者の問題について質問したいと思います。

泉南共同作業所は、今日泉南市における障害者の生活と安全に対して非常に大きな役割を果たしと思うんです。しかし今日、障害者問題というのは、初期の段階の一定の目標は果たしとるんですけど、障害者は先ほど申しましたように、佐野養護学校の卒業生は順次増加の傾向があると。

そして、泉南作業所では陶器とパン、クッキーという作業内容が行われとるんですけど、新しい若い今日の障害児を抱えてるお母さん方の願い、ちょっと変わってるとはいいんですけど、おもちゃライブラリーなど、そういう世代で育った親御さんたちは、子供たち、障害児にも作業内容が限定されたメニューではなく、メニューにも多様化された農作業とか、それから紙をつくることとか、与えられたメニューをするのではなく、障害者自身が積極的にする、そういう作業所も必要ではないかということが、これは全国的に高齢者の問題と一緒にグループホーム化しとるんですけど、無認可でもいいから、そういう作業所、施設を貸してほしいというのがふえてきとると思います。

その点では、最近はホス通信など、新しいそういう問題を市に要望をなさるとるんですけど、障害児を抱えた親御さんたちにとっては、こういう

新しい作業所運動をしようとしてもなかなかその施設を確保できないし、特に困難な面を感じとると思うんです。そういう点で、市であいとる土地があったら場所でも提供してほしいというのが願いだらうと思うんですけど、その点についてどのように考えられておるのか、1つ伺いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 授産施設の共同作業所の件でございます。市といたしましては、この泉南作業所、現在ある作業所について、これをメインに障害児対策として今まで施策を進めてまいりました。

そして、我々としましては、現在35名の定員ということをお願いしてるわけですが、その場所につきましてはまだ若干余裕があるということもありまして、この平成11年の3月につきましては、障害者プランの中にもこの作業所の件につきましては、当面は定数というんですか、35人をふやしていくといった形の目標も掲げております。

そしてさらに、今議員御指摘のように、その作業内容についてさまざまに多様化してくるという現実も、我々としては認識しているところがございます。ただ、現実としまして、今現在では現在ある作業所の充実ということで考えてるわけですが、別のそういった要望があることも我々は承っております。ですので、この問題につきましては、今後我々としても検討という形で認識していきたい、このように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 困っているの、緊急に障害者の親たちの活動拠点として、そういうところを確保するのに市として努力してほしいんですけど、その点はどうでしょうか。もう一遍。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先ほど答弁させていただきましたように、今後の検討課題という形で御了解のほどお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番(成田政彦君) それでは、同和教育と人権問題について質問したいと思います。

まず第1に、泉南市民人権意識調査という報告書が99年3月に発表されました。それで、この内容を私は精査して読んだんですけど、ここの中にはかなりの問題点を、人権侵害に近い問題点を含んだらということを感じますので、私はこの点からひとつ質問したいと思います。

1つは、調査の内容の第1の調査のどこなんですけど、この第1の調査というのは、風習や伝統的な考えに対する意識調査というのが行われました。1つは大安・仏滅などを気にする、2は結婚相手を選ぶときは家柄などのつり合いを気にする、3は結婚相手を選ぶときは身元調査をすることが必要である、4、葬式するとき汚れを清める塩をまくことは必要である。こういう4点について質問をされております。

その結果が出るとんですけど、その総括的な文書が最後に考察結果ということで出てます。その中で、まず1つはこういう最終的な結論で、例えば調査全体の傾向として、大安・仏滅を気にする派は——気にする人ですね——同和地区の人と結婚したくないという意思を持っているということが、ある程度有意差を持ってデータとして示されていることを知っておく必要があると。つまり、神社仏閣を信じると人は、そういう同和地区の人と結婚したくないと、差別意識を持つとんやと、こういう独断的なね。何もこの調査を見て、そんなこと一言も差別しておるといふ調査じゃないでしょう。勝手に判断しとるんですわ。

私も、例えば私の親の、この間たしか仏滅も避けて葬式したんですけどね。そうすると、私の兄貴も差別者ということになりますからね。これは非科学的な、そういう断定に基づいてるんじゃないかと。

それと、もう1つは、地域の特徴について、全体に流れる要旨として、この問題で地域の特徴を挙げれば西信達中学校区だろう。この校区は「絶対に反対する」が最も高く、これを含んだ「親として反対」は56.3%、やはり最も多い。そういうふうにして特定の地域を名指して、ここは低いと、こういう同和問題に対して考え方が非常に低いと、

こういうことまで断定しとるんですわ。

それで、幸いに一丘校区が一番高いように書いてあるんですけどね。だから信達地域、西信達地域、それから樽井地域、一丘地域の4中学校区のこれをすべてのデータにわたって、何が低い、何が高い、この地域は問題と、こういうことを全体にして、最後は西信達地域が一番低いんやと、こういう断定をしとる。

これは、そうすると部落問題に対して、部落と一般地域、こういう考えは全く対立した傾向になると。そうすると、もし低い地域やったら、ここはもう一遍啓発事業を徹底してやろうと。一丘校区は最も低いと、もう一遍やろうと、これが啓発事業というふうになると考えて、事実そういうことを言うとはっきり言っとるんです。啓発事業は必要だと、そういうことを。

私はその点で、まずこの調査の中でなぜ西信達地域がいわゆる低い、そういう問題ある地域となっているのか、4校区で。それはどこで断定したのか1つお伺いしたいのと、それから大安・仏滅、これを信じる人はそういう意識を持っているのが多いと。これはもうでたらめというか、調査によると、大安・仏滅で、そう思うというのは100人中たった17.7%ですわ、調査でそういうことを答えるのは。大安・仏滅を気にしている人は、それをすべてそういう意識を持っている人というのはどうですか。ちょっとこれに対する明確な、何をもとにそういう断定をしたのか、この調査の中で何をもとにそういうことが言い切れるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(藪野 勤君) 大浦人権推進部長。

人権推進部長(大浦敏紀君) 泉南市の市民人権意識調査について御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、本調査は平成3年度調査と経年変化を行うとともに、近々の調査内容も参考として、今後の人権啓発のあり方を検討するための基礎資料を得るために実施したものであります。

なお、具体的実施に当たりましては、所定の検討委員会を設置し、関係者の助言、指導、指摘をいただきつつ取りまとめたものであります。したがって、前半は新しい調査項目を入れ、慣習

や習慣と人権意識、全般的な人権問題に対する意識、また後半は経年度比を行ったため、同和問題に関する調査事項となっております。

したがって、同和問題の調査の全般的な枠組みといたしましては、今回の経年度比較をする必要、並びにそれぞれの地区の啓発活動に係る実態を踏まえて、きめ細かな啓発を今後する必要がありますので、中学校区別の集計を行っております。

つまり、中学校区集計を行わせていただいた目的は、あくまでもその校区の啓発課題、切り口を今後検討し、全市的な啓発の活動に参考としてまいりたいと、このように考えるものでございますので、よろしく御理解を賜りたいというように考えます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 時間もないのでね。その根拠を示して私が指摘した大安・仏滅の問題と、西信達地域が非常に低いという科学的根拠は何やと聞いたのに、全く示してないのと違いますか。答えてないです、それ。どうですか。議長、もう一遍もっと——それじゃ全然答えてないわ。全く答えになってない。

私、言っとるでしょう。ここに17%、大安・仏滅の問題に答えておる人の、まあそう思うというのは、どういうふうにこれが同和問題についておくれた意識なのか根拠を示せと言っとるんですわ。なぜ大安・仏滅を信じたらそうなるのかって。それを、そういう答えを多くした西信達地域の人のもっと啓発事業しなきゃならないと、こういう結果になるんでしょう。これではますます鳴滝地域と一般地域の対立を呼ぶような、こういう啓発事業になるんですよ。

それから、もう1つの回答があるんですが、あなたは同和問題の解決にはどうしたらよいとお考え……、この中で一番高いのは、同和地区の人々がまず差別されないようにする、こういう答えが出とるんですわ。その次は、人権を大切にせる教育活動、啓発活動を行うと、こういう市民の中からも出とるんですわ。

この学者の先生はこういう努力にどう言うてお

るか。いわゆる同和地区の人も努力しなければならないということに対してどういうことをこの学者が言うてるか。「しかし、一方では、これは同和地区の人々の主体的努力という意味では、差別と戦う反差別の取り組みを意味するとも受け取れないこともないので、この点は一考を要することであろう」と、この先生は意味深長なことを言うてるんですけどね、同和地区の人も努力しなげりゃならないということは言うてるんですけど、しかし啓発事業は2番目ですわ、市民から見て。

もう一遍その点について、大安・仏滅とか、こういう風習とか、こんなことから差別を持つとるという、こういうアンケートそのものが時代おくれの、部落問題を解決する方向に向かいながら、こういうアンケート項目を使って強引に調査結果を出そうというのは間違いじゃないですか。

それから、各地域に対してランクをつける。これ、ランクをつけとるんですよ。これで言ってるのは、一丘校区はまあまあええと。その次が何々地区、それで西信達地区が一番遅いと、こういうランクですわ。そして西信達地域は部落問題について最も意識がおくれとると、こういうことでこれは言うてるねん。それで、もう一遍啓発事業はよくせなあかんと。こんな時代おくれのね。

それで、申しわけ程度に、またこういうことを平気でここで言うてるんですわ。弁解するために西信達地域のことをどう言っとるかということ、地域の特徴例、西信達地域が一番おくれてるという問題について、学者はこう言っとるんですわ。

「ある意味では本音と建前の相違を含めて、同和問題への対応の揺れを示していると言えるであろう」。それから、鳴滝地域の人とこの地域の人をよく接しておると、だからということまで言うてるんですわ。どういうことか。接しとるからそういう考えを持つのかね。失礼だ、こんなことは。

僕は、西信達地域の人でも一丘校区の人でも別に変わらないと思いますよ、考え方は。大安・仏滅でね。特に大安・仏滅の問題は、西信達地域の人はおくれとると言っとるねん、はっきりと。特にと強調してるんや、ここで。

僕はこういう調査は、やっぱりこういう調査のもとに次の同和事業をやろうと、これがすべてひ

とり歩きするんですわ。今度、小学校の人権教育、地域の人権教育、みんなこれを例に出して。同和教育でこれを例にちゃんと出しておるんですわ、本にね。「泉南市の教育」の中には、これを例に出してやらなあかんと、おくれとる地域があると。そうすると、察するところによると、今度は西信達小学校と西信達中学校は、このままでいくと最も人権教育をやらなければならない地域と、こうなるのは必然的な経過ですわな。

どうですか、もう一遍。はっきり書いてあるんや、ここに。ここに書いてあるんやもん、ちゃんと。

〔発言する者あり〕

議長（藪野 勤君） お静かに願います。

14番（成田政彦君） 回答をお願いします。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 中学校区の集計状況でございますが、この指針につきましては、貝塚、泉佐野、泉南という形で、人権意識調査につきましてはこういう手法を各市ともっております。

それで、中学校区の集計ということにつきましては、さきにも述べましたように、人権啓発の今後の活動の方針とか切り口等を考える上でのものございまして、決してその部分でその地域がおくれているとか、そういうものではございません。これはあくまでも学識経験者の所見ということで、今後校区人権協なりで議論をしていただく1つの方針というんですか、参考資料として見ていただくということで、我々としてもその部分について強調したものではありません。あくまでも学識経験者がその部分で強調したものでございますので、我々は十分にその部分について検討を加えて、意見をいただく上で、今後啓発事業をどのように推進していくかという考えをまとめていく1つの資料としてつくったものでございますので、御理解を賜りたいというように思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私はね、そんなもん、絶対そういう答弁はまやかしななんですわ。平成3年に行ったいわゆる泉南市人権意識調査をもとにし

て、この泉南市同和教育研究協議会の中では堂々と、あの調査の結果、依然として部落問題としては残ってる、だからやるんだということを言うてるんですよ。これは同和事業にも全部これでいくんですわ。

それで、もう一遍西信達地区の問題を言うんですけど、僕はこの問題について何遍言うてもこのことについては——居住校区、これですよ、15の人権や差別撤廃に対する意識、この1の項目、どう書いてあるねん。居住校区別に見ると、1、大安・仏滅などを気にするのは西信達中学校区が他の校区に比べ肯定的意見の割合が高く、否定的意見を大きく上回っている、そういうふうに書いてあるんですわ。

それで、さらに最終的結論では、調査の肯定が60.2%と6割以上を占めているのを初め、本人の職業、財産、家族構成など6項目のすべてについて、調査の質問肯定が他校区を上回ると。要するにこれについて、この調査の中でいわゆる人権感覚が西信達校区が一番低いんやと、こういうことをはっきり言うてるんですわ、これ読んだら。

だから、何も西信達地域だけではありませんよ。例えば、僕は一丘校区がこういうことを言われたら、何をもってその根拠を言うんやと、どこでそれがわかったんやと。

そして、このアンケート調査は、あなたは差別を持っていますか、一切そんなことは聞いてないんです。大安・仏滅をどう思うかと聞いとるだけである。あなたは差別意識があるか、そんなことは聞いてないんや。大安・仏滅をどう思ってるかということ、強引、独断的に考えとるんですよ。こんなもん、だれでも常識的に考えますがな。

だから、まずこの調査については書き改めること。こういう結果を出すべきでないと思うんです。失礼です。私は西信達地域の人たちでなく、泉南6万市民に対して非常に失礼な結果であると。いわゆるこの調査に対して同意をしなかった人は、すべて肯定的意見やと、意識の低い人たちやと、今後人権啓発をやらなきゃならないと、こういうことで校区にランクまで設けとるんですわ。

時間がちょっと迫るとるので、その点でどうで

すか。こんな撤回しなさいよ、こんなでたらめなやつ——でたらめと言ったらちょっと、調査をしとるんででたらめという言い方はね。結果としてこういうふうに出てきたんですけど、その点どうですか。こんな調査、1,000万もかけて。

同和問題についての確に把握というたら、こんな調査ではすべきものではないですよ。これは泉南市民の中に同和問題でさらに新たな対立感を生むと、こういう結果しかできませんよ。僕らはこれをどう言うか。この調査は、部落以外差別者、部落排外主義、この論理に基づいて行われとるんですよ。これは断定してもいいですわ。部落排外主義ですわ、この思想は。

どうですか、人権。この資料について、市民はこんな納得しませんよ、これで人権啓発事業をやるということは。

〔発言する者あり〕

議長（藪野 勤君） お静かに願います。大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） あくまでも成田議員のおっしゃる中学校区別の集計部分につきましては、先ほども申し上げましたように、各市ともこういう手法を取り入れております。

我々といたしましては、これはあくまでも一学識経験者の所見ということですので、我々といたしましてもその部分につきましても1つの所見ということで、議論の場をいただくための所見でございますので、その辺は御理解を賜りたいというように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君、6分まででございますので。

〔成田政彦君「あと何分」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） あと2分。

14番（成田政彦君） それでは、最後にお伺いしますけど、それでは泉南市として同和事業、これは廃止ですけど、同和教育についてこれを一切資料として使わないと、そういうことですか。教育に対しても事業に対してもこれを資料として一切使わないと、そういうことですか。各市はやった、そんなことはどうでもいいんですわ。泉南市の問題です。これは資料として使わないと、この

資料では差別をなくすことはできないと。どうですか。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） この資料につきましては、1つの検討資料として使用させていただくものでございます。

以上です。

〔成田政彦君「最終、市長にもう一遍」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は教育に使う使わないを論ずる立場でございませぬので、人権啓発に今後いかに対応していくべきかという1つの参考の資料、いわゆる7年間の経年変化もっておりますので、1つの参考の資料として使わせていただきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 以上で成田議員の質問を結びたいします。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫でございます。1999年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

議員になり1年以上が過ぎましたが、未熟な点も多々ありますが、市民が主人公の市政、住みやすい泉南市をつくるため、皆様方と力を合わせて頑張っております。毎回のことですが、不備な点や至らないところがありましたらお許しください。

長引く不況で市民の生活は本当に大変になっております。国の悪政から市民の福祉、教育、健康を守る自治体、市政の役割はますます重要になっております。

以上の立場から、大綱5点について質問を行います。

まず第1に、JR阪和線の99年5月10日のダイヤ改悪以来、利用者は大変な苦勞をしております。利用者を初め地元自治会、議会を含め、泉南市を挙げてダイヤの改善等をJRに求める運動が起こっております。同様な運動が泉佐野市や阪南市の阪和線各駅周辺でも起こっております。各地で今までにないたくさんの署名が集まり、利用

者の怒りの強さを実感しております。日本共産党泉南市議員団も、府議員や国会議員と協力して、JR和歌山、JR西日本、大阪府、運輸省とダイヤの改善等を求める交渉をしまいにしました。

しかし、来月のダイヤ改正では、残念ながら利用者の願いは受け入れられませんでした。このままでは、冬になり長時間寒風の中、日根野駅で電車待ちをしなければなりません。日根野駅での乗りかえの待ち時間の防寒対策や、引き続きダイヤの改善等を求める働きかけが市としても必要と考えますが、いかがでしょうか。

大綱の2番目は、開発問題についてお聞きします。

まず前提として、新家地区の開発状況を市として、または市長としてどのように評価されているか、お聞きしたい。

次に、新家宮地区の新星和不動産の大型開発についてお聞きします。周辺住民が心配しているのは、この不景気でこの308戸もの住宅地が売れるかどうかということです。このことは民間の開発とはいえ、市として無関心ではいけないと思いますが、市の見解をお聞かせください。

2つ目には、新家地域地元住民の反対運動が起きている2つの葬儀場の建設についてです。この建設に関する市の対応についてお聞かせください。また、新家地区に時期も同じように2つの葬儀場が建設される、その背景をどのように考えておられるか、お聞かせください。

3つ目は、新家駅前渋滞についてお聞きします。新家地区ではどんどん農地が宅地に変わり、新しい住宅もふえ、住民もふえ、日々駅前の交通渋滞がひどくなると言っても過言ではありません。その対策についてお聞かせください。

大綱の3番目としまして、財政問題、中期的財政展望についてお聞きします。

まず第1に、泉南市の危機的な財政状況になった原因についてお聞きします。中期的財政展望の中では、不況や人件費や公債費の増大を挙げますが、根本的な財政危機の原因は、同じく中期的財政展望にあるように、「歳出と市税収入の格差は平成3年以降、約100億円を超える規模に達

した」ということ。つまり、これは空港関連などの大型開発や同和優先によるむだ遣いによる収入以上の支出が市の財政を圧迫したということではないでしょうか。

中期的財政展望の中では、歳出の増加傾向の原因として、「関西国際空港開港により、おくれた都市基盤整備を積極的に推進した」ためとしておりますが、どのように都市基盤が整備したのでしょうか、お答えください。

2番目に、98年度決算で6,777万円の赤字を出した理由をお聞かせください。中期的財政展望には、「平成6年から年間で黒字決算になっているが、実際は基金の取り崩しや減税補てん債の発行で多額の赤字が発生している」と書かれていますが、実はここに書かれていますように、平成6年、1994年から赤字決算となっているものを、平成10年、98年度決算になって初めて赤字決算だと市民に明らかにしたものであります。このように市民を欺くようなことをした理由も一緒にお教えください。

3番目に、中期的財政展望にある当面の緊急対策についてお聞きいたします。これらの対策は実現性に乏しいものです。唯一具体的なものは、財政難を理由にした住民サービスの切り捨てではないでしょうか。98年度の赤字決算は、財政難を理由にした住民サービスの切り捨てを進める呼び水ではないでしょうか。お答えください。

大綱4番目の学校・市民プールの一般開放について。

子供も大人も楽しみにしているプールの開放の日が短くなりました。その理由をお聞かせください。

大綱5番目は、少子化対策臨時特例交付金についてです。

金銭的にも単年度の施策で、少子化対策に十分対応できるものではありません。交付金とあわせた独自の財源措置も検討できないでしょうか。

以上、大綱5点にわたって質問いたしました。理事者におかれましては簡潔かつ明快な答弁をお願い申し上げます。壇上での質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの大森議員の質問

に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。
市長（向井通彦君） JRのダイヤ改正について御答弁を申し上げます。

去る5月10日にJRのダイヤ改正がございまして、紀州路快速が新たに誕生して、期待を持って見守ったところでございますが、その新設により弊害もまた出てまいっております、かなり不便になったという声を多数の皆さんから聞きをいたしました。

私も去る6月16日にJRの和歌山支社長に対しまして、ダイヤ改正とともに高齢者や障害者に対する駅のバリアフリー化設備の整備について要望をいたしたところでございます。

また、6月23日には新家地区の区長とか自治会の皆さんで構成されております新家地区連絡協議会の方々も、和歌山支社に対しましてダイヤの改正等について要望をされたところでございます。

その後、今回10月に一部改正があるわけでございますが、JRの話によりますと、春のダイヤ改正というのがかなり大規模に行われるというふうに聞いておまして、10月については微調整というふうに聞いておりますが、その中でも可能な限り改善してほしいということをお願いをいたしまして、若干ではございますけれども、特に朝の通勤時間帯の上り、日根野駅で快速と接続しております、それもホームを変えなきゃいけないという非常に難しい問題があったわけですが、これらについては熊取で接続をします。したがって、同一ホームで乗りかえが可能と。接続時間も短縮するということが1つ改善されております。

その他、細かい部分で若干の改善がございしますが、しかしながら我々が求めております大幅なダイヤ改正には至っておらないというのは事実でございます。

御指摘ありましたように、引き続いて春の大幅ダイヤ改正に向けて要望していきまるとともに、特に下りの夜、日根野駅での乗りかえの待ち時間の問題、あるいはその防寒対策といいますが、そういうことも含めて再度強く要望してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 大森議員の2点目の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、新家地域の開発状況について、市はどのように評価しておられるのかという御質問でございますが、新家地域につきましては、八幡山区を初め、新家東和苑、また土地区画整理事業によります宅地開発、サングリーンなど大規模な開発が行われてまいりました。これは恐らく、私は住んでないんですけども、緑が豊かで比較的閑静で、それでいて都心部から1時間以内に通勤ができるということで、開発業者も目をつけられて、またそこに比較的市街地の方から転居されてきた住民の方が多いということで、現在も緑も豊かで空気もきれいでということは維持されておると思えます。そういうことで地域の開発が進んできたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

こういう宅地開発が先行した地域でございまして、現在問題点として考えておりますのは、それに道路整備などの公共事業が追いつかなかったという部分が若干あるということで、そういうような新家地域についての宅地開発の認識をしておるところでございます。

次に、今現在行われております宮地域での新星和不動産の大規模開発について、これは売れるんだらうかどうかという御心配ということでございますけど、売れる売れないとかいうことについては我々行政はそないに関心を持っておらないわけなのでございますけども、この事業が失敗——売れなかったらこれは当然失敗するわけでございますので、失敗して、民間の企業でございますから放置されるのではないかなと、そういう心配はいたしておるところでございます。

市域の大規模開発で、泉南市としても良好な住宅地を建設するということを目指しておりますので、これはぜひともやはり成功というんですか、完了していただかなければならないというふうに考えております。

それから、2点目に、新家地域で葬儀場の建設が2カ所も持ち上がっている。1カ所は開設というんですか、営業をやっておるわけでございます

けど、これについて考えはどうかということですが、1カ所についてはJRを挟みまして海側にあるわけですが、市街化調整区域にございまして、この土地の所有者等には建築できない旨の指導を行っております。

これは既存の建築物を利用して——利用というんですか改築して、それで葬儀を行っておるということですが、従わないために、監督官庁である大阪府に連絡をしておるところでございます。

それから、JRを挟みまして山側の、これは現在話が持ち上がっておるところでございますけれども、この部分については市街化区域でございますために、法的には立地可能でございます。好ましくない施設ということで、周辺の住民の方々が、600名ほどでございますけれども、建築反対の陳情書を提出をされておる状況でございます。計画については、申請の手続とか事前協議とか、そういう部分については現在出されておらないということでございます。

それから、3点目の新築駅前交通渋滞、これをどうするかという御質問でございます。新築駅前の周辺につきましては、府道が平面交差するJR阪和線の踏切によって遮断されるということで、先ほど冒頭に申しましたような住宅地が開発されて、相当の人口が増加しておるということで、これらの方々の送迎の車等で朝夕の通勤・通学のラッシュ時には相当混雑が発生しておる状況でございます。

このために、交通混雑解消の一環といたしまして平成9年の7月に駅前交通広場を整備したところでございます。これによって一定の交通混雑の軽減がされたというふうに考えております。

またさらに、現在事業中でございます都市計画道路の市場岡田線、砂川榎井線、これらの整備促進によりまして府道大阪和泉南線のバイパス化を図るという意味合いで、新築駅前の通過交通の減少に間違いなくつながるというふうに考えております。鋭意取り組んでおるところでございます。

それから、新築地区の先ほど申しました新築不動産の開発によりまして市道と新築駅の接続でございますけれども、新築駅宮線でございますけれども、この部分は大部分が整備済みでございますが、一部狭いところがあるということで、この区間については新築駅南の地区計画の区域内にあることから、地区計画の整備方針に基づきまして段階的に整備を行うこととしております。

開発の間接的な接続道路でございますので、市道の新築駅宮線の狭小部分の整備、また既存道路の効率的な整備を行うことによって、交通の円滑化、さらに駅前交差点へのラッシュ時の分散等が可能になって、駅周辺の交通緩和になるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは、大綱3点目の財政問題についてお答えいたします。

まず、第1点目でございますが、市の財政難はむだ遣いに原因があったのではないかと御意見でございますが、私どもはそうは思っておりません。

お示しの中期的財政計画では、市税収入の増高と歳出面では義務的経費の伸びとあわせて、投資的経費の拡大を挙げておりまして、投資的経費の拡大は関西国際空港の開港を契機といたしまして、おくれしていた都市基盤整備を急速に進めてきたことが要因であるとしております。

公共事業のあり方については一昨日から論議があったところでございますが、振り返ってみますと、公有水面埋め立てに同意する議会案が可決されたのが昭和61年、1986年の11月でございます。この当時、基盤整備に関しよく言われておりました言葉に、大阪府下におきます北高南低という言葉がございました。

この当時、どれだけおくれしていたかと申しますと、これもその当時よく使われた言葉でございますが、文化水準を示すバロメーターとして公共下水道の普及率ということがよく言われたわけですが、その当時、貝塚以南はもちろんゼロでございました。本市で公共下水道の供用開始されましたのが、平成も入りまして平成5年7月1日からでありまして、平成10年度末現在でも大阪府下の普及率が80.5%に対しまして、本市はいまだ28%の状態でございます。

また、道路面からいいますと、高速道路の東海軸でございます名神高速道路の開通が昭和39年、1964年でございます。その後、この高速道路は全国的に展開していくわけでございますけれども、大阪南部が近畿自動車道を通じまして東海軸に直結されましたのは、その後、実におくれること31年後、平成5年の1993年になってからでございます。開空を契機に、おくれていました基盤整備に取り組んだのは本市だけではありませんで、周辺自治体共通であったわけでございます。

第2点目の平成10年度決算で赤字を打ったのは、それまで赤字でありながら実質基金の取り崩し等をつじつまを合わせてきたのは、市民だましであるんじゃないかということでございますけれども、基金の取り崩し、主に公共公債の基金でございますが、その目的に沿って運用してきたわけございまして、また各年度ごとに予算、決算の御審議を、基金の状況も含めまして行っているところでございます。

なぜ平成10年になったということございませぬけれども、これも一昨日からの論議の中で、基金につきまして予想されます大量退職者のための基金とか、財政調整基金がゼロというのは何事かというようなおしかりも受けたわけでございますけれども、もともとそれらを積み立てる余裕がありませんで、しかも、今まで調整してきました基金の運用も今年度で限界であるというのが、10年度決算であったわけでございます。

それから、3点目の行革に関しまして、住民サービス切り捨てということでの御質問でございましたけれども、中期的財政展望は、これは行財政改革大綱の中の財源確保の1項目として策定したものでございます。市民サービスにつきましては、この行革大綱の中の行政運営体制についてで1項目、市民サービスの向上策を設けているところでございまして、行革の中でも市民サービスの向上に努めるのが基本スタンスであるということで位置づけてるわけでございます。

御案内のとおり、現在は第3次の地方財政危機と言われてるわけでございます。国自体の予算が、その4分の1近くを借金の返済に充てなければならぬというような自転車操業でございまして、

また3割自治と言われております地方自治体はより厳しいものがあるわけでございます。

そしてまた、地方自治体の財政の置かれている状況というのは、その各地域の自然的、歴史的条件とか産業構造、人口、財政規模などにおきましてそれぞれ異なっておりますで、それに即応しまして多種多様な行政活動及び財政運営を行っているところでございます。

本市の状況は、先ほど申しましたように、おかれていました生活基盤、都市基盤整備を空港建設を契機にそのおくれを一気に取り戻すために取り組んできたところに特徴があるわけございまして、市民の方々にその点を理解していただくことが大切であると思っております。

当面の緊急対応策に関します市民サービスの件でございますが、歳入歳出合わせまして17億の一般財源の確保のうち、使用料、手数料の見直しを先生御指摘されておるわけでございますけれども、本市におきます使用料、手数料の中には十数年以上も据え置かれたものもございまして、これらにつきまして、市民の皆様方の御理解を得ながら対応していきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 私の方からプールの一般開放についてを御答弁申し上げます。

学校そして市民プールの一般開放につきましては、夏休み期間中、子供たちを初め市民の皆様健康の増進に寄与するとともに、体力の向上を図る目的で、例年実施を行ってきたところでございます。

本年につきましては、市の予算環境の厳しい状況の中で、プールの管理人、監視員等の人件費の予算の減額となっておりますで、限られた財源の中で事業を効率的に運営すべくいろいろ検討いたしました結果、7月20日から8月10日までの22日間の一般開放を実施したところでございます。御理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 大森議員御質問の少子化対策臨時特例交付金についてお答え申し上げます。

昨日も御答弁させていただいておりますけれども、この特例交付金は、保育所待機児童解消を初め、地域の実情に応じて少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取り組みの保育、教育等の事業に対し交付されるもので、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出に資することを目的として交付されるものでございます。そして、現在泉南市の方には、8,807万6,000円の内示が来ております。

そして、現在この事業展開につきましては、健康福祉部としまして、この交付金の趣旨説明を行いまして、現在各保育所に対して、その事業要求を依頼しております。そして、それが出てきた時点でこの対象事業費の把握ができるものと考えておりますけれども、先ほど議員御指摘のこの交付金8,807万6,000円以上の額で、市の独自の財源措置として事業を行ってはどうかという御要望がございました。

この交付金につきましては、今回少子化対策という形で国の補正によりまして各団体に交付されるものでございます。今回、交付限度額という形で8,800万余りが内示されておりますので、我々としては現在の8,800万のうち、あるいは8,800万きっちり事業化というのを考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） JRの問題では、ダイヤ改正が利用者の立場に立っていないので、また引き続き市長先頭にぜひ頑張ってくださいよう願います。

それと、新家の開発のことに、その評価をお聞きしたんですけども、この評価の基準というか、どういう点で評価したらいいかということになると、やっぱり泉南市の都市計画に関する基本方針と、これに従って、まちづくりの目標という欄が掲げられてますので、これに即して新家の開発状態を見ていく必要があると思うんです。

今、部長がおっしゃられたように、この中にあります利便性の向上を目指した体系的な道路網の整備が必要ということでは、部長と私の認識も一

致したんですけども、まちづくりの目標の中で、無秩序な市街化を防ぐ適正な土地利用という欄があるんです。これに関していえば、例えば葬儀場の開発の問題にしても、同じ地域に2つも葬儀場ができたり、それからどんどん農地が宅地化し、そして住宅地ができ、市民もふえ、ほんとに日々駅前渋滞が広がってるというような状況ね。この点、無秩序な市街化を防ぐ対策というのは、ぜひもっとそういう観点で新家の開発を見ていただきたいと思います。

それにつきまして、まず宮の開発ですけども、この開発に関しては近緑地の開発であって、豊かな自然、それこそ新家が何でたくさんの住民さんが引っ越してくるかということ、おっしゃられたような貴重な自然が、豊かな自然があると。ここをばっさり削られた開発、市が無関心ではられないと思うんですね。

そういう意味で、まず売れない可能性の問題ですけど、こういうことを、言われるように民間の開発でありますから心配する必要はないというか、心配しなくてもいいはずなんですけども、昨日の新聞報道にもありましたけども、土地の値段が非常に下がっていると。これは特に泉州筋が下がっていると。その理由は何かということ、土地が売れないから、住宅地が売れないから下落していったということ、そういう意味でいったら、ほんとに売れない可能性というのは十分あると思うんです。

昨日の議論の中でも、市長も言っていましたけども、研修地が売れないという話も聞こえてくると、無償貸与なんていう話も出てくるという話がありましたけど、ほんとに住宅地が売れないような状況があるかもしれない。そうすると、32条協議で受けてまず管理を任される公園とか、道路の管理が泉南市にかかってきますよね。これは予定していた住民税や固定資産税も入ってない中、こんな財政状態の中、泉南市が道路や公園の管理をしていく、収入がないのにしていかなければならないような状態も起こってくるのではないかなと思うんです。そのときの対策とか対応とか、考えられておるんでしたらお答えください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 開発行為の中で、32条協議で協議された中身の公園とか緑地とか公共施設の引き取りでございますけども、これについてはいわゆる工事そのものの完了後に帰属を行うということになってございますので、売れないから公園とかそういうものだけを管理するとか、それは別の問題でございまして、宅地開発の工事が完了すれば引き取るということになってございます。

家が建たないところに公園があって、その公園の管理を市がしなければならないというような状況もございますけども、いずれは民間のことでございますので、完了した宅地については完売をして、そこに新しい入居者の方が入るということでございますので、工事の途中でやめてしまっただけから公園を引き取るということにはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 工事の完了でなくて、工事とか完了して、宅地も済んでと。しかし、308戸が売れないような状況になった場合ですね。当然308戸からの――幾つか入ると思いますけど、住民税とか固定資産税が308戸売れない分入ってこない。だけども、管理だけは公園の管理とか道路の管理が泉南市に重くのしかかってくるということがあってはないかということなんです。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 開発の件の税制面の御質問がございましたので、私の方からお答えいたしたいと思います。

開発が途中でとんざすとか中断するとか、また開発した建物を分譲しても、売れないといった場合におきまして、これは宅地でございますので、所有権者があるはずでございますので、その方に税を支払っていただく義務があるということでございますので、よろしゅう御理解のほどお願ひいたします。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 売れない場合でも、その土地を持ってる業者、そこから税金が入ることですね。道路とか公園なんかは、32条協議で市が管理するようにはなるんですね。でも、そう

いう場合があるとされたように、住んでないところでも市が管理するというような状況が起こる可能性は十分あるわけですね。

これはほんとに貴重な山を切り崩したところで、もう削られたところで人が住んでない、そういうところを泉南市が管理しなければならないという大変な状況が生まれてくるかもしれない。

まず、お願ひしたいのは、例えば業者の側に立ちますと、これだけ土地が売れない状況の中で、売っていただかなければならないわけですけども、売るためには当然値段を下げる、経費を下げることをもちろん業者としては考えると思うんですけども、その場合に絶対に市の援助はしないよ、ということでは当然だと思わすんですけども、確認しときたいんです。もし売れない場合とか、いろんな場合、問題が起こったときには、市の方はその業者に対して援助しない、当然であるかと思わすんですけども、その点を確認させていただけますか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。
事業部長（山内 洋君） 営利企業が行う開発でございますから、当然原価計算をやって、絶対損しないような形で進んでると思わすんですけど、泉南市がそういう損の出るような事業の場合、補てんをすすとか、そういうことは到底不可能なことでございますので、それはもう絶対ございません。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 当然そういう見える形ではないだろうし、そんなことは市がしないのは、当然してはならないことなんですけどもね。

ただ、今回あの地域がバランス工法という形でしてまして、できるだけ土を排出しないというのを前提にしてます関係で、高くなるわけですね。道から、種河神社から入るところから高くなると。そんなことで地元の方と道路の勾配のことなんかで問題が出てきてると。その原因の1つには、やっぱりバランス工法という形で経費を浮かす、そういう方法が採用されたというようなことも関係してると思わすですよ。

そういう意味での、これからどういう事態が起こるかわかりませんが、援助のないように、常に市民の立場に立って指導していただくようにお願ひいたします。

売れない場合の話はもうこれ以上やめときまして、葬儀場の問題についてお聞きしますけども、2つも葬儀場ができる理由という、この背景、どのようなものがあるか、これについて答弁がなかったように思いますけども、お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。
事業部長（山内 洋君） 答弁漏れがございました。申しわけございません。

新家地域は、冒頭私が申しましたように、昭和40年代ぐらいから人口が急激に増加したわけでございます。当然、人口が増加するというので、亡くなる方もふえるということでございまして、地域では昔から自宅で葬儀を行ったわけでございますけども、新しく居住されてこられた方については、そういう習慣もございましたでしょうが、大都市の中では葬儀場で葬儀をするというのが普通ではないかなというふうに思っております。

地域には全然そういうような施設がなかったということで、葬儀会社の方がここでは採算が成り立つというようなアセスをやったんだと。だから、ここでの商売は成り立つという前提で計画をしているのではないかなというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 大森君。
5番（大森和夫君） 地元住民もふえて葬儀の需要もあるということなんですけど、3年前ですかね、私がまだ議員になる前ですけども、真砂議員、小山議員の方から、市営葬儀を運営してほしいという質問がずっと出てるんです。

例えば、これにこたえて市の方では積極的に建設を考えていきたいということが述べられていたんです、その当時の議事録を読みますと。それがずうっと放置されてきて、市営葬儀場も含めてできてないと。そのツケが新家に集中的に同じ時期に2つもできると。そしたら反対運動ができる。そして、新家では言いましたような無秩序な開発が進んでると、そういう背景があるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味でいうと、市の責任というか、市がそういう市民の要望にこたえてきてなかったツケが新家に来てるという状況があるんじゃないかと思うんですけども、この点はどうお考えでしょうか。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の方から市営葬儀についての御質問があったわけですが、以前この本会議場での答弁も私、記憶にあるところでございますが、そのときの市の対応といたしましては、市直営するのがよいのか、また委託に出し、するのがよいのか等々の御答弁を申し上げてるとは思うわけですが、何分その当時から現在進めております泉南聖苑計画の問題も市として検討中でありました関係上、それと並行して市営葬儀の問題は検討していきたいと、このように御答弁があったように記憶をしております。

現時点におきましても、市営葬儀の問題につきましても、現在進めております泉南聖苑計画の中で火葬場また葬祭場、墓地公園を整備するとの方向づけがされてございますので、これらの施設整備が進みますと、自動的に市営葬儀のことも私どもでも対応してまいりたいと、このように考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） これ、ほんとに3年前のことからずうっと来て、今もいつまで待たすんかというような話もありましたけど、こういうツケが新家に来てるわけですよ。そういう部分も含めて、この地元の反対の方の意思をぜひ酌んでいただきまして、法的に問題がないとかいろんなことがありますけども、市がこういう要望のあったことを長らく放置してきて、財政的な問題でこれから手の打ちようがないというようなことのツケが回ってるという状況をぜひ頭に入れてもらいまして、住民の方の反対の意思を酌んでいただきたいと思えます。

それで、この昭和石油跡の方にできます葬儀場でありますけども、ここは駐車場が26台ですかね。駐車場が非常に少ないように思われますけども、これでも法的な問題はないんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） シェル石油の跡地にできるということをおっしゃいましたが、私どもは

まだ正式にできるとか、そういう話は、先ほどもお答えいたしましたように全く聞いておられないわけでございます、協議も受けておられないわけでございます。

ただ、葬儀場で駐車場の必要確保と、こういう部分については、現実にはあるわけなんでございますけども、きちとした基準とか規定とか、そういうものは設けておられないわけでございます。できるだけ駐車場の確保というんですか、パチンコ屋さんなんかは当然規制をしておりますて設けておるわけでございますけども、葬儀場については何台必要であるとか、そういう基準がございませんので、業者任せになる部分がございまして、もしそこに建設されるという形になりますと、必要台数の確保というものは努力していただくということで、御指導もさせていただきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） そういう厳しい指導をぜひ、この周辺ではほんとに道路渋滞が重なってますし、近くには病院があって、救急車の出入りなんか非常に大変という状況がありますので、今調べましたら駐車場の計画は28台ということなんで、お葬式で28台というのはどうも少ないというのは感じられるとこだと思いますので、そういう点で、これから相談があれば厳しい指導をぜひお願いしたいと思います。

それから、墓地公園の話もちょっと出たんですけども、例えば今泉南市で墓地公園をつくるに当たっては、これはまだ住民の方の理解が得られてませんけども、それでも5回ぐらいの説明会が行われてるとい背景があるんですけども、ただセレモ大和というところできたときには、十分な話し合いもなかったように聞いてるんですけども、そういう点での地元との話し合いとか、そういう場を、今建てること自体違法な状態があるという話ですけども、こういう話し合いなんかできる過程というか状況は市の方で設定できないのかどうか、お聞かせ願えますか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 行政指導のことでございますけども、いろんな申請があるわけござい

ます。それが出てきた段階で、行政としては指導なり御協議なりをさせていただくということでございますので、全くない場合には、地元から聞いておるわけでございますけども、こちらから出向いていっているとい話をすると、協議をするということはございません。いろんな、例えば建築確認の申請とか、開発行為の事前協議とか、そういうようなのが出てきた場合には協議をさせていただくと。地元の話も聞いて、要望も加える場合がございます。

ただ、JRの下の方の葬祭場ですか、これについては市街化調整区域内の既に建築されていた未確認の建築物に対しての営業行為ということでございますので、申請の状況等がございませんでしたので、現在営業されてるわけでございますが、建物の持ち主、また土地の所有者に対しては、これは違法建築物であると、そういうことは大阪府の監督官庁の方から指導しておるということでございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） ぜひぜひ、ほんとに財政難の折で、財政的な住民サービスはなかなかできていないような状況があると思うんですけども、こういう問題では知恵を使って、お金も使わずに頑張ってもらって、住民の立場で、住民サービスということで頑張りたいと思います。

次に、財政問題に移りますけども、98年度は赤字が出ましたけども、この理由は、特別ことに限って出した理由はお答えがありましたけども、前回の林議員の98年度の決算で何で赤字を出したんかという中で、市長のお答えの中に、「私といたしましては今回できるだけ実質こういうことだということをやはりお示しをして、そして我々自身も身を引き締めなければいけませんし、また市民の皆さんにもそのあたりの財政が非常に厳しいということを御理解いただかねばいけません」ということで、これがほんとの理由だと思うんですよね。まさに市民の皆さんに、財政が非常に大変であるということを知っていただくために今回赤字にしたんだ、これがほんとの理由だと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） その点に関しましては、先ほども御答弁させていただきましたように、今までありました基金、それを公共公債ということで目的的に使用して、やりくりをしてきたという状況であったわけでございますけれども、これ以上その基金の活用もままならぬという周りの状況であるということの結果が、この平成10年度の決算になったということでございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 赤字で大変だ、赤字で大変だということで危機感をあおるといのは、別に泉南市だけがやってるんじゃないくて、大阪府もやっていますし、国もやっていますし、愛知県もやっています。

これに対してどのような批判があるかといいますと、読売新聞が98年度に夕刊で書かれてるんですけども、これは愛知県の話ですけども、「赤字団体転落防止を錦の御旗のようにかざし、市民に補助金カットを迫るトップの姿は、厚顔無恥な確信犯のように思えた」と。また、98年10月、朝日新聞ですけども、これは大阪の赤字、赤字ということに対して、「だが、そのことが弱い立場の人々へのしわ寄せとなつては、自治体の存在自体が問われよう」ということで、こういう赤字、赤字というような形で住民サービスを切り捨てていく、それを呼び水にしていくという方法は、マスコミを初め多くの批判のあるとこだと思います。

あと、総務部長が、決して市民のしわ寄せだけじゃありませんよとおっしゃってますけども、先ほどプールの件がありましたけども、あれは完全に人件費を浮かす、まあ言うたらプールの日数を減らすというのは完全な住民サービス切り捨ての典型例ではないですか。広報には夏だ、プールだ、夏はみんなでプールに行こうというふうに書いてますけど、泉南市の夏はこれだったら短くなって、8月10日でプールは終わりなんです。泉南市では8月10日で夏も終わりかというようなことになりかねない。

そういう意味でいうと、やっぱり住民負担で住民サービス切り捨てで、この財政危機を乗り切ろうとしてるんじゃないでしょうか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 財政危機を市民を犠牲にしてあおってるんじゃないかということでございますけども、先ほど説明もさせていただきましたように、今の財政危機はやはり今までとは質的に違うということの認識を私どもが持たなければならぬんじゃないか。従前のような右肩上がりの成長時期の財政危機ではないということでございますね。

今、第3次ということを言いましたけども、従前ですと昭和30年代前半、そして昭和50年のオイルショック時期ということで、現在は3次でございますけれども、従前と違いますのは、先ほど申しましたように、今後とも経済成長が望めないということが1点ございます。

そして、これも論議等されてきてございますけれども、今後少子・高齢化の社会に突入するということでございます。そして、それになお悪いことは、国の財政自体が自転車操業であるという中、そういう中で地方分権の一括法案の成立ということがございましたが、これは地方分権ということで、ていはいいわけでございますけども、地方に財政負担を今後ともよりかけてくるという可能性も大なわけございまして、そういうふうな中で我々地方自治の財政としてどういふふうに取り組んでいくのかということは、大変重い課題であると思っております。

そういう中で、限られた予算の中で、いかに知恵を出し合いながら、今までとは違う発想の転換が求められてるんじゃないかと思ってるところでございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） この展望の中で緊急対策がありますけども、1つ市税の収入の向上7億円ということを書かれてますけども、ここにも書いてますよ。さっき細野さんが言われたとおり、バブル経済崩壊後、長引く景気低迷の影響などもあり、市税徴収率が低迷してると。

しかし、泉南市が税収の徴収率が悪いのはバブル以前からの話ですわね。これをずうっと見せてもらいました。僕も詳しい資料は見ませんが、ここに書いてある範囲で、わかる範囲でいい

ますと、昭和の年代からずっと書いてますから、これを見ますと、バブル以前から悪くなってる。この間、中田さん初めごっつい頑張っていたいで、徴収率も徐々に上がっていった。ただ、滞納額が多くて、なかなか数には反映しない。

だから、これはバブルだけの問題でなく、泉南市の抱えるいろんな状況があると思うんです。バブル以前からの状況があるからね。その中で、7億円目標を達成できてないからどうやとえらい詰められてましたけども、これはなかなか市税収入7億円というのは、もっともっとそらもちろん頑張っていたかなあかんねやけども、そんな単純にできることではないと思います。これもそういう意味でいえば、申しわけありませんけども、7億円という目標はちょっと実現が難しい内容を上げてるんじゃないかと私は思うんです。

それから、不要土地の処分に2億2,000万ですね。これもこんだだけ地価が下がってると。それで、泉南市が不要なところをだれが買うてくれるんかと。泉南市が必要で、ほかも欲しいという土地ならわかります。泉南市が不要な土地、まして不要な土地と書いてあるんですからね、そんなところをだれが買うてくれるんかと。

そんなふうに、これを一つ一つ見ていきますと、かかってくるのは使用料、手数料の見直し、これは細野さん、一番元気よく十何年間上げてませんからというふうにおっしゃったけども、ここのしわ寄せというのがプールを見たって明らかではないですか。ここで住民サービス切り捨てで財源危機を乗り切ろうというのは、僕はまさにこの事例を見てもわかる内容だと。この緊急対策を見てもわかると思いますけども、いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から、中期展望のうち税の関係で7億円ということで、私の方で今の税収の厳しい中での努力目標として7億円ということで、この達成度でございますけれども、先ほども議員の方から御指摘がございましたとおり、当市はなかなか税収が集まりにくいというんですか、徴収率が悪いという状況がございます。これは、1つは景気の悪いのはどこも悪いんでございまして、当市だけが悪いのではございません。

そういった中で、市税としての市の特色があるんじゃないかなと私も考えてるわけございまして、地場産業が、繊維関係ということが弱いということも1つの原因であろうかと思えます。

そして、その中において、近隣の泉佐野市と阪南市を比較しましても、市税の根幹をなす住民税、固定資産税、このうちの特色がございまして、阪南市の場合においては住民税が46.5%市税に占めてると。また、泉佐野は住民税が23.45%であるということで、ここに大きな特徴があると思うんです。

当市はどちらかというとな泉佐野市型の市税の状況であると。いわゆる固定資産、償却資産、こういうもののウエートが高いと。阪南市の場合は、御承知のとおり、ルート26東側はいわゆるベッドタウン化してるということで、一戸建ての住宅が多いということ。そういう中で住民税が多いということ。住民税ということは、勤労者ということですか労働者が多い。ということは、特別徴収で給料から引かれるということでスムーズに税金が入るとということも、1つ要因があるかと思えます。

というのは、そういったことで泉佐野市の場合は、繊維とかタオル産業が斜陽化した中で、食品コンビナートというんですか、埋め立ての方の収入に変化が起こってきてるということでございまして、我々としてもこの中期7億円の目標に対しては、最善の努力をして達成に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 以上で大森議員の質問を終結いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時 6分 休憩

午後1時22分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

22番（林 治君） 日本共産党の林でございます。第3回定例会に当たりまして、市政上の若干の問題につきまして質問をさせていただきます。

大綱の第1は、関西国際空港問題についてであります。

第1点目は、去る9月の17日に空港特別委員会におきまして、関空会社からの市の要望に対する9月10日付の回答が発表されました。市は南ルート問題にこれまで莫大な調査費を費やし、市庁舎の玄関口に大きな看板まで掲げてこれの推進に力を入れてまいっておりますが、第2期事業としての整備は、いわゆる南ルートは困難と言われ、将来の予測交通量に対し今のいわゆる北ルートで十分に対応できる、空港の機能面からも新たなルートをつくる必要性は低いと回答されています。私は、これ以上市民の税金をむだに使うことは許されないことだと思います。

さて、関西空港に離着陸する航空機の安全、周辺住民の安全を守る立場から、去る7月に着工された第2期事業の完成が2007年に予定されていますが、新たに4,000メートルの滑走路が誕生すると、当初は年間18万回、4年後の2011年には23万回の離着陸が可能になるとされています。

去る9月13日、神戸市は、多くの市民の反対の声を無視し、神戸空港の建設着工強行、2005年に完成させるとしています。もともと大阪空港の廃止を前提として関西国際空港が、淡路島や神戸沖、そして阪和県境など、その候補地の選定をめぐりめぐって今の泉州沖に決定した経過があります。大阪空港が存続する以上、あり得ないものがつくられることになったようですが、このことは関空へのさまざまな影響を与えるものと思います。

これで大阪湾沿いに、40キロ圏内に関西、大阪、神戸の3空港が併存することになります。地勢上の大阪湾は、南北約28キロ、東西約55キロの空間です。現在のジェット機において、標準出発方式に使用されている250ノットの速度では、それぞれ約3分及び6分で通過してしまう距離だということになります。

しかも、大阪湾周辺は、六甲山系、生駒山系、紀伊山系と三方を山の障害物で囲まれていることから、またこの狭い空域で関西空港と神戸空港との直線距離が約22キロしかなく、問題は関西

空港の進入出発経路に非常に近接していることが一目瞭然であります。

関西空港の出発に陸上ルートが新設され、これにより大阪湾上空の運航方式は一層窮屈なものとなった上、関空2期工事完成後はさらに航空交通量の増大が図られます。果たして安全な運航が確保されるのでありましようか。このことについて市長はどのように思っておられるのか、その見解をまず初めに伺っておきたいと思えます。

第2点目の問題は、最近の報道によりますと、関西空港の用地造成会社は海底地盤改良に必要な海砂の一部を中国、韓国から輸入する方針であるとのことですが、海底地盤の改良というだけでなく、この埋め立てについて、このような状況下で泉南市からのいわゆる土取りは行われるようなことが今後あるのかないのか、このことについて市長はどのようにこれまで関係機関から聞いておられるのか、その点、わかっておれば御報告をいただきたいと思えます。

大綱の第2は、高齢化社会への市の対応についてお尋ねいたしたいと思えます。

その第1点目は、国際高齢者年についての取り組みです。ことし1999年は、20世紀最後の国際年となる国際高齢者年であります。しかも、国連が定めた高齢者の日、10月1日に介護保険の申請受け付けが始まります。国際高齢者年の趣旨は、高齢者が安心して自分の生き方、あるいは自分の運命を自分で決めていく、自己決定ができること、そういう尊厳ある生活を送れるよう人権保障を徹底することにあります。

そのような立場から、1992年に国連がことしを国際高齢者年とすることを決定し、その前年には高齢者のための国連原則を決議しています。そして、国連は各国政府に国の行動計画としてこれを取り入れるように要請しているところですが、地方分権が進められる中、自治体の役割が、介護保険の実施も含め重大となっております。今、全国的にも自治体と民間でこの高齢者年の取り組みが積極的に進められつつありますが、市としてこの問題についてどのように進めていかれるのか、お尋ねをしておきます。

また、市の高齢者対策事業について、1998

年度決算ベースでの件数、事業費をわかっておればお示しを願いたいと思います。

次に、大綱第3、泉南聖苑計画についてであります。

さきの議会でも取り上げましたから簡潔にしておきたいと思いますが、1970年、市制施行時には人口3万8,000の我が泉南市も、既に現在人口は6万4,000を超えております。社会的な増加をしてきた市の状況から推測しても、この泉南市に永住を決めた人も、永眠される墓地、市営墓地がなければ、ここを第二の名実ともそのふるさとはできません。また、斎場の建設も急がれています。火葬場の問題も、施設の老朽化からも、また市民のニーズにこたえるためにも、早急な新機種の新設が望まれています。

市はこれまで、泉南聖苑計画を示すまでも長い年月を費やしてきました。計画が示されてからも既に1年半を経過しています。この前私が取り上げたとき、市長はいずれ私も当然現地にお願いくというふうに言われましたが、まだその時期ではないのでしょうか、お尋ねをしておきます。

大綱第4は、まちづくりに関連してであります。

その第1は駅前整備についてですが、過日の駅前特別委員会で発表があったようですが、樽井駅前整備の一環として設置されてきた自転車置き場を樽井駅大阪側の1カ所にしてしまうという案が提示されたようであります。これは通勤、通学の利用者に大変な不便をかけるだけでなく、せっかく今整ってきた駅前の秩序を、市がみずからつぶしてしまうことにもなりかねない問題であります。駅の和歌山側の自転車置き場の存続を強く求めるものであります。今計画段階だということでありますので、改めて市の見解を伺っておきます。

また、樽井駅のプラットホームの待合室の設置やトイレの改善を私自身もこれまで南海電鉄に要求し、実現させてまいりました。高齢者や障害者が他市へ自由に行動できるように、駅舎にエレベーターやエスカレーターを設置を南海電鉄やJRに要請をぜひともしていただきたいと思うわけです。

国の方で既にバリアフリー化ということで、そうした予算も運輸省の方では組んでいます。市も

努力してこういうところにこそお金をつぎ込んで、ひとつ高齢者や障害者が自由に生活ができるようにしていくように努力を願いたいと思うのでありますが、その点、見解を求めます。

また、昨日も我が党の松本議員からも質問がありました砂川駅前再開発の問題に関してであります。新たな事業のこの事業費はどれくらいを予定しているのかを明らかにしておいていただきたいと思います。

次に、第2点目は南海電鉄やJRの踏切問題です。先ほど成田議員からもこのことに関しての質問がありました。既に御存じのように9月3日に南海本線6号踏切で、樽井小学校の4年生の児童が電車にはねられて死亡するという大変痛ましい事故がありました。御家族の悲しみはいかばかりかと思えます。この場から改めて御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

この際、市長に要請をいたしたいと思えます。市内の踏切施設をすべて点検して、その安全対策を市としても、そしてまた南海やJRにも、その他府道もありますから、関係機関にも要請などをして、ぜひともこれへの対応を進めていただきたいと思うわけです。このことについて、まず市長の御見解をお尋ねをしておきたいと思えます。

さて、樽井小学校の裏門から登下校の際、この事故のあった踏切までの間も非常に危険であります。そのこともそのまま放置できない状況であります。私は、事故が長い休業の後、短縮授業期間の事故という点でも、もっと対応はなかったのかという、そういう思いでいっぱいです。

さらに、浜地区からの通園・通学路で、これはどうしても通らなければならない5号踏切の安全を地元の区も既に何度となく要望されているようであります。大阪府と南海電鉄には、我々日本共産党泉南市会議員団としてもこれまで何度となく申し入れもしてきました。市としても、特に5号踏切は府道であります。あそこは大変いろいろと道路も上を走ったり、地下では埋設物が相当入れられたわけですが、肝心のこの踏切の改修は十分されておりません。この点、この改修をぜひとも市としても強く関係機関に要請をいただきたいと

思うのでありますが、この点いかがでしょうか。

大綱の第5は、入札制度の改善に関してであります。

去る5月、市は指名競争参加資格審査の審査方法について見直すことを表明して、入札契約手続の透明性を図ることを目的に、不良・不適格業者を排除し、業者の技術力向上を目指す、そういったことを明らかにされました。

そこで、お尋ねをしておきたいんですが、その不良・不適格業者の排除の取り組みということにもなりますが、発注者の支援データベースシステムの活用について、どういうふうに考えておられますか。また、施工体制台帳の活用や現場施工体制の立入点検、そしてさらに経営事項審査の結果の公表等についてどのように考えておられるか、お伺いしておきたいと思います。

そしてまた、業者に求めるだけでなく、行政としても透明性や、また公正を確保しなければならないと思います。そのためにも、市長ら三役への、1つは来訪者の面会、面談等について、その氏名の公表をしていただきたい。2つ目には、入札価格等の決定者については、どなたが行っておるか、その件ごとでの公表をしていただきたい。それから、贈答品についての対応について、これも明確にしていきたい。どういう業者からどういう贈答品が来たことがあるか、そういうことはどういうふうに対処したか、こういったことについても明らかにしていただきたいと思います。

大綱第6は、市営住宅問題です。

私は、かつて市長にこれまで市の住宅政策は皆さんで、でたらめではないかということをおし上げたことがございます。もともと市営住宅というのは、市の福祉にかかわる重要な施策であります。今日、6万4,000の人口を持つ泉南市で、市営住宅がわずか450戸であります。しかも、そのうちいわゆる同和住宅というものが360戸ですから、一般住宅はわずか90戸であります。そのうち64戸の入居者との間で、市長は今争い事していることとなります。

市長は、このような市の貧困な住宅政策をむしろ全面的に改善して、豊かな住環境を市民に提供する、そのことが今求められているのではないかと

というふうに思うのですが、市長は3住宅の皆さんに何を求められているのか、まずそのことをお尋ねしておきます。

また、さきの議会におきまして、我が党の和気議員の質問に、払い下げのいわゆる可能、不可能に関する資料について提出できないという御答弁があったようでありますが、なぜできないのか、改めてお伺いしておきたいと思えます。

以上、大綱6点にわたる質問であります。御答弁によりまして自席から再質問をいたしたいと思えますので、どうかよろしくお願いをいたします。議長（藪野 勤君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、関西国際空港に関連いたしまして、神戸空港との関係についてお答えを申し上げたいと思えます。

神戸空港につきましては、神戸市が設置、管理する第3種の空港として、神戸ポートアイランド沖に272ヘクタールの規模で設置されるものでございまして、御承知のように今月13日に着工されたところでございます。

この空港は、2,500メートルの滑走路1本、関西空港より1キロ短い、いわゆる中型機の離発着可能な滑走路1本で、関空2期事業が供用開始される2年前に当たります2005年、平成17年に開港予定となっております。

昨年11月には住民投票条例の直接請求運動があり、31万人の署名が集められましたが、このときは市議会で条例案が否決となりました。先月には市民独自の投票が行われ、さらに今月には市議会で議員提案の住民投票条例案が審議され、否決されるなど、神戸空港についてはさまざまな動きがあったことは承知をいたしております。

ところで、神戸空港は、既に平成3年、国の第6次空港整備5カ年計画に組み込まれております。その後、平成7年1月には阪神・淡路大震災で神戸市を中心に大きな被害を受けましたが、神戸市は雇用創出とまちの活力づくりと位置づけて、この空港を推進しております。

神戸空港が実現しますと、大阪湾ベイエリアには、関西、伊丹、神戸の3空港が併存することになりますが、それらの規模から当然関西空港は第

1種の国際空港、伊丹は国内拠点空港、神戸はローカル空港と機能が異なり、確実な役割分担が求められております。

なお、神戸空港が開港しても、関空の処理能力に影響を与えないよう、空域調整案を運輸省の技術的な助言のもとに、平成6年、兵庫県及び神戸市が作成しておりまして、それをベースに2005年の神戸空港開港までに関空との整合性を図りながら調整される予定と聞いております。

大阪湾ベイエリアでの3空港時代を迎えるに当たりまして、その役割分担と相乗効果を期待するとともに、当然安全な航空機飛行が推進されますように運航体制の確立を強く求めてまいりたいと思っております。

それから、関西空港の海砂は日本あるいは海外からということですが、土取りについて泉南市域からあるのかということですが、いわゆる土砂採取については、この前から大阪府等との協議の中で採取を断念するという事になっております。

ただ、1期のときの工事報告によりますと、採石系の利用があったというふうな結果が出ております。この採石系につきましては、今後どこで採取するかというのは、工事請負人と資材調達をする側との契約ということになるというふうに聞いております。ですから、今の時点で泉南市のどこから採取をするということは聞いておりません。

用地造成会社に私ども求めておりますのは、もし市内でそういう調達があるとすれば、その情報の提供と、当然内容の説明をお願いしたいということをお願いを申し上げ、造成会社も了解をいたしておりますので、もし今後具体的にそういう動きがあれば、情報を入手して、その段階でいろんな市民生活その他に問題があるかどうかということも含めて検討したいというふうに思いますが、今の時点ではまだそういう情報は得ておりません。

それから、私にということで、踏切問題の基本的な部分をお答え申し上げたいというふうに思います。

御紹介ありましたように、先般大変悲しむべき事故が発生いたしまして、心を痛めているところでございます。すぐさま部長級以上で構成いたし

ます連絡調整会議の中で、教育委員会、それから市民生活部、事業部に対しまして、通学路の再点検と、それに伴います軌道敷との関係、特に踏切の問題等の安全性の問題と、それから問題点の抽出を指示いたしたところでございます。それらを踏まえて、今後必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

それから、市営住宅問題で入居者の方々に求めているものということでございますが、老朽化した木造住宅でございますので、まず安全な建物に建てかえたいということと、それからその際、居住水準の改良といいますが、改善を提案をさせていただいております。それと同時に、特にこれからの高齢化あるいは障害者対策としての対応も含めての建てかえの中に、設計で反映をしていきたいということをお願いしております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

〔林 治君「答弁簡潔にお願いします」と呼ぶ〕
健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から林議員御質問の、ことは国際高齢者年ということもありまして、これの泉南市の取り組みということについて、まず御答弁申し上げます。

泉南市といたしましては、国際高齢者年における行動計画の具体的策というのは、現在のところ持っておりませんが、すべての世代のための社会を目指してというのが、国連の提唱するテーマでございます。高齢者のみならずすべての市民が、快適で活力に満ちた生活環境の中で暮らせるよう、ハード、ソフト両面の環境づくりに努力をまいりたいと存じております。

また、高齢者の自助努力、生活や安らぎの場としての家庭及び地域社会の役割を重視し、ボランティア活動の重要性に配慮し、行政と市民との役割分担、市民の創意工夫等を最大限に生かし、市民の理解と協力を得るため、広く市民の意見の反映に努め、効果的な広報あるいは啓発に努めてまいりたいと、このように考えております。

それと、1998年度の決算の数字でございます。医療関係あるいは人件費関係とか、ちょっとこの中に入ってないんですけども、具体的な施策の数字としまして、約5億500万の数字が決算

として上がっております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員の泉南聖苑計画の問題につきまして御答弁させていただきます。

本市では人口増加や高齢化により、現在の墓地用地では需要に対応できなくなりつつあります。また、現在使用している2カ所の火葬場につきましては、老朽化が著しく、利用者の方々には不便をかけております。将来の都市規模にふさわしい墓地公園と火葬場の整備が重要な課題となっているのが現状でございます。

現時点での対応でございますが、六尾地区の住民の皆様方にも7月には先進地の視察に参加してもらっておりまして、その後の対応としましては、周辺地区説明会での検討課題について地元区と調整に入っておりますのでございます。今後は精力的に周辺地区の御理解と御協力が得られるよう努力してまいりますので、よろしく御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 林議員御質問の、まず樽井駅前整備についてのお答えをさせていただきますと思います。

樽井駅前の交通広場を中心とした整備につきましては、国体以後、暫定的に広場を設けるなど整備に努めてまいったわけでございます。ある一定の駅前の整備が整ったのではないかなと思っております。

しかしながら、その部分には市の所有地もございますが、ほかに公社の所有地、また民間の所有地など、またお借りしている道路などに使用している部分もございますので、ここらで整理をする時期に来ておるのではないかなと考えておるところでございます。その中で駐輪場の問題もひっくるめて検討したいということでございます。

担当の所管の方とも当然協議を行わないかんわけでございますけれども、現在行っておりません。駅前の所管の都市計画の方で検討しておる段階でございます。廃止を前提とした検討というわけ

ではございませんので、効率的な駐輪場の運営ということを図らなければならないという意味で移設を考えておるということでございます。

それと、南海電鉄との協議でございますけれども、平成11年の5月に協議を行いまして、その中で駅の橋上化とかいろいろ議論をしたわけでございますけれども、南海電鉄といたしましては、会社としてメンテ費用のかかる駅の橋上化、これは原則として行わない方針であるということでございました。御質問のエレベーター、エスカレーターの設置をする交通弱者対策は、駅利用者の多いところから順々にやっていく計画であるというお話でございました。

駅を含めた周辺の整備計画、これを実施する場合には、駅利用者の多少にかかわらず優先的に整備をしていきたいということでございましたので、樽井駅周辺とあわせていろいろと解決しなければならない問題が今後ともございます。十分に南海電鉄とも協議を進めていきたいというふうに思っております。

それと、駅前再開発事業のうち、砂川駅前再開発事業の総事業費は幾らかという御質問でございましたが、今現在予定をしておりますケーススタディ（その4）の改定ということになりますと68億1,000万円でございます。このうち建築工事といたしましては44億8,000万円程度ということでございます。

それから、住宅の問題でございますけれども、前回の6月定例会で和気議員の方から資料提出という御要望がございましたが、この資料につきましては、平成11年の7月9日に原告側の準備書面でもって釈明を求められておりまして、資料の提出も要望されておるところでございます。

これにつきましては、争点となる資料でございますので、今回の釈明を求められてることに対して、準備書面でもって陳述を行うという予定にしております。その中で内容といたしましては、13団地のうちなぜ3団地だけ譲渡基準を満たさないという判断をしたのかと、その資料があるのかということでございましたので、あるとお答えをさせていただき予定にしております。裁判所に提出をするという形になってお

るわけでございます。

裁判の中での資料ということでございますので、順序といたしましては、原告の要望にこたえて裁判所に提出するのが妥当ではないかなというふうに思っておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から大綱5点目の入札制度に関連いたしまして、不良・不適格業者の排除のための取り組みということについてお答えさせていただきます。

公共工事の品質確保の支障となります不良・不適格業者の排除、真摯に技術力の向上を考えておられる業者が伸び得る、透明で競争性の高い市場環境の整備を進めるため、指名競争参加資格審査の審査方法の見直し、項目の追加等を検討しているところでございます。

なお、実施につきましては、11年度は周知期間といたしまして、12年度資格審査受け付け時より実施いたしたいと思っております、この点につきましては、既に5月、関係業者各位に通知文書を配付してるところでございますし、この文書につきましては所管の委員会にも配付させていただいております。

それに関連いたしまして、3点ほど議員より提案並びにお考えをお示しされたわけでございます。

第1点目、発注者支援データベースシステムの採用についてでございますが、管理技術者の確認等の観点より導入に努めるよう通達が出されてございます。このシステムは、まず業者が入力システムを購入いたしまして、受注時、竣工時のデータの作成及び登録、これに伴う登録料金の支払い等、業者にかかる負担及び導入に伴います業者への周知徹底期間、また市としての予算措置等、問題点多々ございます。

なお、大阪府下におきましても、現在大阪府及び堺市の導入となっておりますが、市といたしましても、今後各市町村の導入状況を把握しながら、いましばらく検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、従前より御指摘いただいております不良・不適格業者の排除に関しましては、指名願申請受け付け時におきまして、社会保険加入証明書

等の提出を義務づけることによりまして、技術者の常勤制の確認の徹底を図ることなど、不良・不適格業者の排除に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、施工台帳の活用や現場施工体制の立入検査についてでございますが、建築業法第24条7におきまして、下請契約の請負代金総額が3,000万以上になる場合は、建設業法施行規則に従って記載した台帳を工事現場ごとに備え置かなければならないと規定されてございまして、11年1月にも指導強化の徹底を図る旨の通達がございましたので、今後一層の適正化を図るよう努めてまいりたいと考えております。

なお、大規模工事につきましては、施工中のチェックを工事担当課の監督職員が行い、また竣工検査時におきましては、契約検査課検査職員が下請通知書等の提出の確認を行っております。

最後に、経営事項審査の結果通知書の公表についてでございますが、現在これは国におきまして、財団法人建設業情報管理センターにおきまして閲覧、あるいはインターネットにおいて公表されております。また、大阪府におきましては建築振興課にて閲覧できるようになっております。内容につきましては、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評点及び完成工事高等の審査項目ごとの数値、評点であり、経営事項審査の結果通知書の写しとなっております。

続きまして、理事者側の対応の1つといたしまして御質問ございました予定価格等の決定者の公表でございますが、本市におきましては市長から委任された者が決定しておるわけでございます。

それから、まちづくりに関しまして、樽井の自転車置き場についての御質問がございました。これは先ほど事業部長が答弁いたしましたが、関連いたしまして、先日来いわゆる開発公社の先行取得用地の利活用ということで、いろいろと御議論されてございます。その中で樽井駅前、その部分にも先行取得用地がございまして、その利活用の一環といたしまして、この自転車置き場の検討ということが1つの課題となっているわけでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほど林議員から御指摘いただきました9月3日の交通事故の件でございますが、樽井小学校の4年生児童2名が下校途中、南海電車の樽井6号踏切におきましてはねられるという悲しい事故が発生いたしました。御家族の悲しみはもとより、議員先生方を初め多くの方々の心を痛める結果となり、大変申しわけなく思っております。

教育委員会といたしましても、時あるごとに学校安全、とりわけ登下校時の安全指導の充実を図るよう指導してまいっております。今後、各校園とも校区内の危険場所の点検を行いますとともに、御指摘のとおり長期休業日明けには重点的に指導するなど、より一層の交通安全の指導の充実を図るよう指導してまいりたいと思っております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 林議員の質問のうち、入札制度の中で来訪者の面会者の氏名の公表、三役に対してでございますけれども、その辺の御答弁をさせていただきたいと思います。

市長、助役への面会者につきましては、さまざまな方々が来られております。個人のときもありまして、また団体のときもございます。また、内容も要望であったり、時節のあいさつであったり、おはよう対話であったり、千差万別でございます。これらの方々の名簿の公表とのことでございますけれども、これはまず今回提案をいたしております情報公開条例との整合を図る必要があるというふうに考えております。

まず、面会者が個人の場合、公表することによりましてプライバシーを侵害されることや、市との信頼関係を損なうことなどが考えられます。次に、団体や行政関係機関との面会の情報を公表することにつきましては、公表することによりまして行政事務の遂行に支障を及ぼす等のが考えられます。

いずれにいたしましても今後、今回提案させていただいております条例の制定の中で、制定後の一定の枠の中で判断をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それと、来訪者からの贈答品の扱いということでございますけれども、来客者からの贈答品があった場合、受け取らないようにいたしておるところでございます。しかしながら、受け取らないことによりまして来客者の心証を害するなど、どうにも受け取らなければならないときは、儀礼上の通常の範囲内で考慮し、お受け取りすることもございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 時間の関係もありますので、若干考慮してやりたいと思うんですが、市長、空港問題、神戸空港どうこうというのは皆いろいろわかってて、だから簡潔にこっちも質問してるんです。いろいろ言われたんでね。別に経過とかいろいろ必要なかったんです。

問題は、私の質問の中で言ったように、距離が非常に短い。特に関空の進入経路に直面してるから、あれができますと恐らく見えますよ。だから、そういうところでの飛行というのは非常に問題なんです。これについては余り明確に、2期事業のときにも運輸省の方からも我々の質問に対して十分答弁がなかったんです。いよいよ具体化ということになりましたから、それだけに具体化になったから、兵庫県の側とかどうじゃなしに、やっぱり目の前の関西空港でこの安全性ということはいろんなことで影響しますから、それだけに特に泉南の市長としても運輸省の方に強くこのことについては求めていただきたいなというふうに思うんですよ。

そういう点で、ひとつまた市長としてのこの問題についての態度ですね。調整を図る何とか言うてますけども、具体的な現地での環境影響評価というものも、大分前の環境影響評価を出したままで、関空第2期事業が決まってからの影響評価はまだ出てないんです。だから私は、その点は具体的に泉南からも求めておくということが空の安全を確保するという点について大きな役割を果たすと思えます。その点ひとつよろしくお願ひしたい。

それから、土取りの問題については、これは泉南の山間部の環境の破壊につながることでありますから、私は、市としてもこれは山の持ち主との

関係も生まれますが、市としてまず、業者が実際上採石したりしてますから、そういうことはあの第1期のときには行政の側も知らなかったでしょう。たしか知らなかったはずなんです。だから、山の持ち主も知らない。採石業者が勝手に売ってたんです。こういうことは許されないことなんで、これは関係当局、運輸省、関空会社、今度は埋め立て会社ですか、これらも含めて、この点は民間が調達してくるんだから知らんということが絶対ないように、きちっと明確にしておいていただきたいというふうに思います。

それから、国際高齢者年のことですが、この10月1日が高齢者の日という、国際的なそういう日を設定して、これから取り組みが障害者10年と同じように、高齢者の10年とかいう国際的な取り組みも進めていくことになると思うんですが、市としても積極的にこれに今から研究して取り組みをまず進めていっていただきたい。来年からいわゆる介護保険も始まることでありますし、私はそういう立場からそのことを1つ求めておきたいとします。

それから、まちづくりにかかわって、特に樽井の駅前で駐輪場のことですね。これは効率的、効率的と言っても、問題は市民の生活が効率的に行われるかどうか、ここを大事にしないと、いわゆる土地を借りてるからお金を減らすことが効率的だと、これは考え方の違いだと思います。

だから、1カ所にまとめるとか、市民の生活の実態を把握した駐輪場、今の施設を拡充しこそすれ、和歌山側の方が今大きいわけですが、あれを大阪側へ持っていったら大変なことになってきます。私はそういうことは絶対ないように、そういうことを計画されてるというふうにお聞きしたので、私もびっくりして質問をしたわけなんで、その点を明快にしておいていただきたいと思うんです。

それから、運輸省自身もバリアフリーということではいろいろ力を入れてきてるわけですから、市としても、これはそれぞれ、国が3分の1、それから天鉄局というんですかJRが3分の1、それから市が3分の1ですから、市も予算を組まないといけないんですけどね。事前にお聞きしたら、

1億円かかるとすれば3,000万円を市が出さなあきませんから、しかし1つつつやっていかないと、障害者や高齢者の方がまちから外へ出られない。そういうことのないように、障害者の方も自分の力で自由に社会参加できるように、これは計画的にひとつ具体化をしてもらいたいと思っております。

それから、踏切の安全対策なんです。これは市長、全部点検して、5年ほど前に一応そういう点検したものが出たりしてるんですが、私も見ましたが、不十分な点がまだあります。今度の事故のあったとこなんか全然載ってなかったわけですが、学校当局もいろいろと考えて、PTAの皆さんとも協議してやらないかんこともあるでしょうし、しかし市としてそういうものをしっかり持って、これは教育委員会自身もそうですが、教育委員会の側とも協議して、そういうものについては事前にどういうふうの子供たちが通学するのか、通園するのかを見て対応していただきたい。

特に浜地区の場合は、府道のあるところがあいう状況では、子供はついつい別な道を通ろうとするのは無理のないことなんで、私は、そういう点も含めてきちっと市が大阪府の方に申し入れないとだめなんで、府への対応も含めて、全市的にいえば市道が多いですけども、府道、大阪府にもこの点は強く求めてもらいたいというふうに思うんです。

それから、入札制度の関係では、契約審査事項の公表等については、府でやってるのはわかっています。市として、市の関係で来たのは、市で市民が見れるように公表されたいということを要請してるわけです。これは泉南の市議会でのことですから、その点をひとつ明確にしておいていただきたいと思っております。

それから、入札の決定者について、市長から委任された者と。だから、この入札ではだれがそのことを受けてやったのかということを確認に公表していただきたい。これは、先ほど市長から委任された者がやってるということであれば、それは公表するということですね。そのことを確認しておきたいと思っております。

それから、最後にですが、3住宅の皆さんに対して、市長、私が冒頭に言ったように450戸、これでも全体として少ないんです。しかし、360戸がいわゆる同和住宅として、今全市から入居できないでしょう。わずか90戸しかないんですよ。しかも、そのうちの圧倒的な64戸の皆さんに対して、今市がこうやって争いというふうになってるわけです。

そら、訴訟されたのは市民の側からわかりませんが、これは結果としてそういうことになってるだけであって、もともと市の側からあの住宅のマスタープランというのを、住民を無視してつくったわけですから、争い事が起こるのは当然なんですな。

だから、私はそうでなしに、本来市が市民に豊かな住宅政策を提供するところに市の目的があるのに、ここで、全体の中からいえばわずかな軒数のところでこういう争いを市がするんじゃなしに、ここはもっと温かく、広い市の住宅政策を持っておればこういうことなしに解決できるんですよ。それ抜きで、ここだけで市の住宅政策が、今の向井市長の住宅政策というのがここで争うこととなったら、これは話にならんですよ。

私は、このことでほかにも言いたいことがあります。しかし、だから私はこの問題の解決を市長が市民と——一般的に行政というのは市民の目線でやれということになってるんですが、そうじゃなしに、市長という権限を持つ者が上から高圧的に対応するというのは、私はこれは正しくないと思いますよ。そういうことであってはならんと思います。

それからもう1つ、資料についてですが、13団地のうち3団地が払い下げできないという資料というのは、今までにあるでしょう。例の問題になった資料があるでしょう。この資料とは全く別な資料があるというわけですか、そういうことを明確にした建設省が何かのね。一番はつきりするのは建設省が何かの資料がなければいかんわけですから、公文書があるわけですか、そのことを改めてお尋ねをしておきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 幾つか私に対する部分もご

ざいましたので、お答えいたします。

まず、採石の問題につきましては、既に申し入れをしておりますけども、改めて、既に工事が発注されておりますので、再度用地造成会社にそのあたりの確実な情報の提供を求めたいというふうに思います。

それから、駅舎のバリアフリー化につきましては、JRにつきましては、先ほどもお答えしましたように、ダイヤ改正とともに私も参りまして要望を既にいたしております。それから、南海電鉄につきましては、私はまだ直接行っておりませんが、担当部局でお願いをしております。

御承知のように、国、それから電鉄会社、地方自治体、それぞれが費用負担をして行うということになっております。そういうシステムができましたので、順次やっていただくようお願いをしていきたいというふうに思います。南海電鉄とも近い時期に懇談の場がございますので、その場でも向こうの幹部も出ますから、要望したいというふうに考えております。

それから、住宅の問題で、もちろん訴訟されているわけでございますけれども、それが私どもとしては本意ではございませんが、ただ提起をされておりますので、それに対応しなければならないということでございます。できれば隘路を見つけて円満解決したいというのが私の考えでございますが、残念ながら訴訟に至っているというのが現状でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、樽井駅前の駐輪場の件でございますけども、現在和歌山側にあるものを移すという基本的な考えは持っておりますが、経済効率、経費が安くなると、その1点だけで検討を進めておるわけではございません。できるだけ駅に近くて、利用者の利便性も、また設備も考えての検討ということで考えておりますので、経済面だけを重視した検討ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

それと、踏切の安全性の問題でございますけども、府道の樽井5号踏切なんかを例に挙げますと、樽井5号踏切については交通量も大変多いということで、ここでの事故ということは今回起こった

6号踏切よりも高いというふうな認識を持っておりまして、大阪府も積極的に南海電鉄と交渉されております。逆に泉南市の方に協力してくれと求められているような状況になってございますので、早急な改善策、これを南海電鉄と大阪府でやっていただいて、泉南市もできることは協力をしていくという考えを持っておるところでございます。

それと、木造13団地、これは古い話でございますけれども、48年度当初はすべて払い下げたいと、こういう泉南市の意思がございましたが、実際昭和48年の10月15日に国に譲渡の申請をしたのは10団地ということでございますので、その間に泉南市が3団地は国の譲渡承認基準を満たさないという判断をしたわけでございますから、その判断をした資料はあるということでございます。

資料と申しますのは、前回の定例会でもお答えさせていただいたように、文書だけではございません。いろいろの当時の担当者の陳述を受けたものと、そういうたぐいのものもございまして、改めて実際の資料を裁判所に提出させていただいて、市の判断があったという立証をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（藪野 勤君） 林さんに申し上げます。あと3分です。林君。

22番（林 治君） それでは、時間がありませんから、今の最後の昭和48年の10月15日に国に払い下げについての申請の、そのときに9団地に絞ったと。それは、そのことに関して資料があるということですが、公文書としてあると、こういうことですか。これまで可能、不可能というような表になった、左に文章を書いて、その文書は公文書じゃないということではありますが、これにかわる公文書があると、こういうふうに受けとめていいんですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 公文書とは一体何かということ、私は余りはっきりわかりません。役所にあるものはすべて公文書であるかというたら、そうでもないかもわかりません。だから、発刊簿に記載した、いわゆる役所が提出した番号をとっ

て、日付も書いて、どこが出したとか、そういうような文書だけを公文書というのか、また役所にあるいろんな資料がございますね。これらも広い意味では公文書になりますので、公文書であるかとか公文書でないかという判断は私はいたしかねるわけでございますけれども、評価をした資料はあるということでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） この前問題になったのは、そこからでもわかると思うんですけど、この文書ですね。この文書が公文書だというふうに思わされてたところが、そうでなかったことが明確になったわけですが、問題はこれにかわり得るような理由を明確にしたものですね。やっぱり公文書でないと、それは大阪府なり国なり、また市なり、そういったものがなければそうは言えないんじゃないかなと私は思うんですが、そこのとこを明確におっしゃらないので……。

あと、やっぱりそのときのこの内容は、9団地しか申請できなかったのは、結局逆に、本来公のものであるものがそうでなかったような問題だとか、処理されてなかったことが原因だとすれば、これは当然事後処理をして払い下げを再度進めると。これは普通に手続上そうなるわけですから、そういうものでないとだめなんじゃないですか。その点はどうですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。簡潔に願います。

事業部長（山内 洋君） 資料は裁判所に提出するわけございまして、私はいろいろ評価するような立場にはございませんので、御了解いただきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 以上で林議員の質問を終わります。

次に、13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 日本共産党泉南市会議員の和気 豊でございます。昨日からいいますと共産党議員団5番目、トリを承りまして、大綱2点にわたり質問してまいります。

その1は、介護保険についてであります。

さきの質問者がいろいろこの問題では質問をさ

れておりますので、重複を避け、実施まであと6カ月余となった現時点に立って、利用者から寄せられている不安や疑問について、市の取り組みの現状を具体的に質問をしまいたします。

第1は、減免制度の制定についてであります。高い保険料と利用料を払いたくても払えない、第二の国保にさせないための低所得者に対する減免制度の制定についてであります。既に埼玉県所沢市を初め、幾つかの市でこの9月議会の中で減免制度の制定を市当局が答弁で明らかにしています。財源についても介護保険で軽減される市の財政負担分を充当すると具体的に答弁をしています。財源の確保を含めて検討してきた結果についてお示しを願います。

第2は、介護サービスの向上を目指す上乗せ、横出しについてであります。市長はこれまでのサービスを低下させないと、去る6月議会で我が党の松本議員に答弁をされています。

具体的にお伺いをしまいたします。1つは自立へのサービスの供給、2つは約50人を数えるだろうと市当局が予測されている自立認定者などへのサービスの供給、3つ目は法定外サービスなど市が独自に上乗せ、横出しを考えているサービスについて、具体的にお示しを願います。

その3は、認定に係る苦情処理の第三者機関の設置についてであります。堺市が介護保険の申請の受け付けを前倒して9月13日から始めています。それに先立って、8月中旬に訪問調査に携わる人に対する研修会が開かれておりますが、それに参加された方からお話を聞かせていただきました。

介護認定の調査にかかわる大前提が、その人にどういう介護が必要かという観点ではなく、介護の手間がどれほどかかるかという観点で介護度が決められるということで、研修参加者は大いに戸惑ったということでもあります。

例えば、立ち上がりの状態を聞く質問があります。ある独居老人が物につかまらなければ立ち上がれないとした場合、認定度判断の基準は「何かにつかまればできる」に該当します。しかし、同じ状態の老人が家族の手助けを受けている場合、「できない」に該当し、独居の場合が家族と同居

の場合より要介護度が低くなります。

また、リウマチのため曲がったままの指で衣服のボタンをかけるのは大変ですが、そのため工夫してマジックテープにしているお年寄りもいます。そうすると、衣服着脱の質問でボタンのかけ外しが自立扱いになります。

こういう相談もあります。正常なときに調査に来られたらどうしようという95歳のまだら痴呆の祖父を抱えた、自分自身も介護の対象年齢に達している70歳前の婦人の不安いっぱいの声です。公平な認定がどうすれば保証されるのか。不服については即対応してもらえるのか。いよいよ申請が10月1日、間近に迫ってくる中で、要介護認定にかかわっての相談が、料金問題について多く出されてきているのが特徴であります。

苦情処理の公平な第三者機関、すなわちオンブズパーソン制度など、全国的に設置が始まっている制度の創設について見解をお示し願います。

第4は、市の財政負担と行政責任についてであります。介護保険制度が利用者にとって安心して受けられるものに改善するためには、多くの矛盾の解決が求められています。中でもその柱とも言うべき要支援介護者へのホームヘルパーの派遣事業を市が直接かかわらず、民間の事業者任せにするという問題。介護、家事援助の極めて厳しい制約された介護時間や介護報酬の問題が明らかになってくればくほど、利用者やその家族の皆さんから、なぜ市や社会福祉協議会が公の立場から取り組んでくれないのか、疑問が沸出しています。

市がかかわれない理由と、市がかかわった場合の財政負担、利用者からの苦情処理についても市としての責任ある対応についてお示しを願います。

大綱第2は、同和行政の終結についてであります。

1969年の同和対策事業特別措置法制定以来28年で、全国約15兆円、大阪府2兆5,000億円、そして泉南市でも約190億円余の巨費を投入して進められてきた同和対策事業によって、同和地区内外の格差は基本的に解消されました。こうして今、同和行政の終結と一般移行が国、自治体の課題となってきています。

市長は、我が日本共産党議員団の同和行政の終

結の主張に対し、去る3月議会の答弁では、「同和地区の生活環境等の改善は大きく進み、登録事業も既に完遂を見ている」としながらも、第1に差別意識の解消、第2に内外交流の促進、第3にみずからの選択に基づく自立の促進、第4に不安定就労など、なお解決を図るべき諸課題が残されているとして、同和地域の実態調査など同和行政を引き続き推進していくことを表明されています。

そこで、具体的な質問項目に入る前に、同和行政の終結に係るこの4つの課題への市長の見解、対応と取り組みについてお伺いをいたします。

続いて、質問に入ります。

第1は、地区指定の廃止についてであります。地区内外の生活環境の改善は大きく進んでいる、登録事業は完遂した、とするのであれば、同和事業を進めるために市がつくった同和地区と一般地区を隔てる垣根、すなわち同和地区指定をいつまで続けるのか、差別をいつまで温存させるのか、早急に垣根を取り払うべきであると思いますが、見解をお示し願います。

第2は、市同和促進の廃止についてであります。一般行政への移行が不十分ながら市でも進められ、同和事業という一般行政を補完する事業の必要がなくなった今、市同和促進協議会については存続の意味がなくなっていると思いますが、今後どう対応されるのか、お伺いをいたします。

第3は、解放会館の一般開放についてであります。地区内外の交流を積極的に促進していくという立場からも、大いに進めていかなければならない事業だと思います。地区住民の自立という立場からも、行政がいつまでも特定の運動団体を援助し続けるということは、まさに市長の言われる課題遂行とは逆行するのではないのでしょうか。

第4は、公共施設の一般開放と管理責任についてであります。青少年センターでは、社会同和教育という名目で地区内の子弟だけを対象にカリキュラム、行事をつくって使用させていますが、これもいつまで続けていかれるのか。

さらに、公共施設の管理責任についてですが、一般地域の人を含めた行政財産、普通財産の公平な使用ということが日程に上ってきている中、公平な使用を担保するためには、行政が管理

規定等を作成し、ルールにのっとって市民の納得の得られる公共施設の公平な使用手続を確立しなければならないと思います。

部落解放同盟鳴滝支部に運営委託している寿湯、若松湯と、泉南市運輸企業組合へ使用許可している泉南市前畑駐車場について、今後の対応についてお伺いをいたします。

質問は以上であります。答弁は簡潔にお願いを申し上げて、質問を終わります。

議長（藪野 勤君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 同和対策事業の基本的な部分について、私の方から御答弁を申し上げます。

本市におきましては、同和問題の早期解決を市政の重要課題の1つとして位置づけ、必要施策の積極的な推進に努めてまいりました。その結果、同和地区の生活環境等の改善は大きく進み、御紹介ありましたように、ハード面の登録事業も既に事業完遂を見ております。

しかしながら、差別意識の解消、内外交流の促進、みずからの選択に基づく自立の促進、教育の格差、不安定就労等、なお解決を図るべき諸課題が残されております。こうした現況を踏まえまして、国におきましては15事業に限定して経過的に法的措置が平成9年3月になされております。

また、平成8年地対協意見具申並びに同年府答申におきまして、同和問題は解決に向かって進んでいるものの、依然として日本社会の重要な課題であり、その早期解決は国際的な責務である。また、同和問題は過去の問題ではなく、この問題の解決に向けた取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりを持った現実の課題である、との見解が示されております。したがって、地区指定については今後も必要であるというふうに考えております。

また、御承知のように、同和行政は部落差別をなくし、同和問題の解決を図ることを目的とするものであり、部落差別が現存する限り必要であり、同和問題に係る実態の適正な把握のもと、一般対策による的確な対応を行い、残された課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。同和行政を推進するに当たりましては、同

和地区住民の総意を反映し、同和地区の実態等を十分認識し、かつ公平な事業推進に努める必要があります、事業に協力し、かつ促進する機関としての泉南市同和事業促進協議会は必要であるというふうに考えております。

同和行政の転換に当たりまして、総合相談業務、一般対策の効果的な活用等、新たなニーズも生起しており、今後とも時代変化を踏まえた対応をまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

その他につきましては、担当部より御答弁を申し上げます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から和気議員御質問の介護保険制度の改善について御答弁申し上げます。

まず、減免制度の制定についてでございます。保険料や利用料の減免につきましては、介護保険法第50条や第142条等で、災害その他特別の理由がある者に対し減免することができることされており、今後具体的な運用方針が示される予定ですので、運用方針を踏まえ本市の減免制度について検討してまいりたいと考えております。

保険料負担の軽減につきましては、新聞紙上で国が例えば半額程度補助するとか、そういった情報もありました。しかしながら、まだこういったことにつきましては具体化されておりませんので、こういったところ辺の分についても我々として判断する材料にしていきたいと、このように思います。

ただ、この保険料を決定する際には、所得段階別に具体的な保険料が判明することになりますので、特に第1段階の老齢福祉年金受給者等の低所得者について一定の配慮をし、今後国の保険料負担軽減策等の動向も見きわめながら、この減免制度について検討してまいりたいと考えております。

また、利用料につきましては、保険料と利用者負担とのバランスをとることにより、サービスを利用する者としなない者との間の公平な負担を確保する。サービス利用者に費用意識を持つことを促すことにより、費用の効率化を達成するなどの考え方に基づいたものであり、その考え方の枠内で、

高額介護サービス費制度に基づき利用者負担の上限額が示されることとなりますが、その際、低所得者については低い額の設定が行われるとされております。

〔和気 豊君「市の施策を聞いてるんやで。国の施策の紹介はよろし。ちゃんと質問要旨を酌み取って答弁してよ」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 続きまして、介護サービスの向上を目指す上乗せ、そして横出しについてでございます。

介護保険法の枠内での上乗せ、横出しサービスの実施につきましては、当然本市の介護サービス水準の向上につながるものと認識いたしております。しかしながら、この場合、基本的には第1号被保険者の保険料負担の増加を招くこと、サービス提供が要介護度等に認定された者に限定されるなど、種々の課題もございます。

そのため介護保険財政への影響、特に65歳以上の第1号被保険者の負担に最大限の考慮をした上で、介護サービス基盤の整備状況や利用希望率、サービス供給量等を勘案して、介護保険事業計画や老人保健福祉計画の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、認定に係る苦情処理の第三者機関の設置についてでございます。認定に係る苦情処理の第三者機関の設置につきましては、介護保険法第183条及び第184条におきまして、都道府県での介護保険審査会の設置及び不服審査請求について規定されているところでございます。

もとより保険者たる市が市民の苦情や相談の窓口となるべきと認識しておりますが、阪南市等と共同で設置いたしました介護認定審査会で決定された事項についての処理に関しましては、最終的には大阪府が設置する介護保険審査会にゆだねる必要があるものと考えております。

なお、10月からの訪問調査等その他の苦情につきましては、介護保険課等で対応してまいりたく考えております。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、市の財政負担と行政責任についてでございます。これにつきましては、先ほどの御質問の中でホームヘルプサービスを市が提供する

と、そういったサービス提供事業者には市がならないのかと、そういった趣旨の御質問だったと思います。

それと、あと泉南市の財政負担につきましては、現在精査しておりますけれども、第2次試算の推計で申しますと、平成12年から14年までの3年間の介護サービス費用の合計額が約70億円程度になります。そして、利用者負担等を除きますと、給付費見込み額が61億円程度となりまして、そして市の持ち出しとしましては平均的に2億5,000万程度と、このように考えております。

そういった中で、市の財政負担はそれぐらいの予想をしておりますけれども、ただ泉南市がサービス提供事業者になるという件につきましては、以前にも御答弁させていただきましたが、特にホームヘルプサービス、これについて例を挙げますと、今後この介護保険制度を導入しますと、特に24時間体制といったような問題が出てきます。そうしますと、市の職員ではこういった24時間体制はとれないというようなこともございます。また、保険者がサービス提供事業者になるというところ辺の問題もございまして、我々としては市でサービス提供事業者になるということについては、現在のところ考えていないということでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 解放会館の一般開放と特定運動団体への無償貸与の廃止について御答弁を申し上げます。

解放会館の使用につきましては、広く市民の方々が使用していただけるよう一般開放を現在行っております。

特定運動団体の使用についてであります。当該施設は部落解放同盟大阪府連鳴滝支部から施設の使用の要望が行政に寄せられ、同和行政の円滑な推進を図ることは、部落差別の撤廃と人権の確立を求める地元関係諸団体との連携、協力が必要であるとの認識のもと、昭和47年に行政と部落解放同盟大阪府連鳴滝支部との間において、建物の無償貸与ということで賃貸借契約をいたしておりますが、地方自治法238条の4第4項にか

んがみ、使用申請、使用許可等、適切な手続が必要であるとの認識のもと、平成10年4月より、本市同和事業の効果的な推進について協力し、かつ促進する機関である泉南市同和事業促進協議会の使用申請に基づき、同協議会に使用を許可しているものであります。

また、部落解放同盟大阪府連鳴滝支部の使用につきましては、同支部の使用申請に基づき、市同促におきまして自主判断により光熱水費相当額を当会計に納入していただき、事業を行っているものであると考えますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に、公共施設の一般開放の管理責任でございますが、前畑住宅前の駐車場につきましては、議員御指摘のとおり泉南市運輸企業組合に使用を認めております。この使用につきましては、当然地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく泉南市の行政財産の使用でございますので、条例に基づき使用料等の金額を毎月いただいております。これについては、同和減免等は一切行っておりません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 吉野教育指導部参与。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）

和気議員お尋ねの青少年センターの開放について御答弁申し上げます。

基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和地区の青少年の自主的、民主的な諸活動を促進し、社会的、文化的生活の向上を図るとともに、学童保育を推進し、あわせて本市青少年活動の健全な発展向上に資する施設として、当センターは位置づけられております。

なお、今後のあり方につきましては、御承知のとおり、関係行政機関におきまして種々検討されている状況下に置かれており、今後議員御指摘の点も踏まえまして、管理あるいは活動参加等も含めて一般開放へ向け検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 公共施設の浴場の件であります。これにつきましては、浴場開設

当時より部落解放同盟鳴滝支部との間におきまして随意契約を結び、現在その件につきましては遂行中ということでございます。

なお、公衆浴場の管理責任等につきましては、当然公共施設の責任は市にあるものと認識をいたしております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） それでは、順次再質問をしてみたい。

まず、介護保険の問題なんですが、法では今案内されましたように、いわゆる突発的な事故、それから突発的な事故により収入が極端に減ったと、こういう場合にのみ限って減免をするということになっているわけですが、低所得者に対する対策というのはないわけですね。これについて私は伺っているわけで、国の施策の紹介を聞いたわけではないんです。市独自で低所得者に対してどういうふうに減免を考えておられるのか、そしてその財源はどこから捻出をされるのか。

各市でも大変な財政難の折から、このことについては一定の模索が既に行われているんですね。既に答弁を議会でやっているところも、先ほど紹介したようにあるんです。これを私は聞いているわけで、その辺については答弁が不十分であったんではないか。

といいますのは、登壇のときに御紹介申し上げましたように、従来の施策、そして今回介護保険に移る12項目の施策、それとの財源格差が一定ある。全体総費用額の2.5%しか市が出さなくてもいいというところから、いわゆる持ち出しの方が若干少なくなる、こういうことでその差額を充てているわけですね。

例えば、所沢市ですが、人口18万ですが、ここでは大体2億円の新たな財源がこの部分で、この新たな施策によって確保できる、こういうことになっているんですね。泉南市の約3倍と、こういうことで、少なくとも泉南市ではその3分の1ぐらいの程度の財源はできてくるのではないかと、こういうふうに思います。そういうことで、その辺の試算はされてるのかどうかですね。

もう6カ月しかないんですね。だから、これが

らやりますというふうな、そんななまっちょろいことではやはり市民は安心できないのではないかと。具体的に方向づけを明確にして、それに伴うあり方を検討していくという、まさに今そういうことが問われている段階ではないかというふうに思うんですよ。その辺はどうですか。

それと、もう1つは上乘せ、横出しの問題でもいろいろな市で、例えばやはり介護保険制度で、いわゆる介護にかかわる皆さんだけではなくて、お年寄りの施策で、将来介護にかかわって介護を受けられないような、やっぱりよくなる人もおられるわけですから、自立ができるような施策を頑張らせてやっていくということで、いろいろな市があります。

例えば、北海道の方では稚内市ですが、こういうところでは自立者へのデイサービス、それから家事援助型ホームヘルプ、さらに移送サービス、訪問給食、こういうふうなこと、いわゆる本来介護の施策に入れてもいいような施策なんですが、これが12項目の中に入っていない。一般施策でやるか介護保険で上乘せしてやるか、こういうことになってくるわけですが、ここの点でも差益、市が持ち出す財源が少なくなる。この辺を活用して、そういう施策に具体に対応してる。稚内ではまだ1,000万ほど余裕財源があるから、具体的に減免の問題で、この財源をどうするかということで検討段階に入っているということなんですね。

ちなみに、稚内でも、それから所沢でも、いわゆる事業策定委員会にちゃんとこういう市の基本的な考え方をお示しをして、何回か検討していただいて、そしてオーケーが出て、そしてそれを議会へ報告する。だから、検討はもうこの3月ぐらいから入ってるんです、どこの市も。そして、ちょうど6カ月かかって、やっと9月議会に報告ができる。その間の手続に6カ月かかっているんですよ。ほんとに市がやるのであれば、やっぱり6カ月ぐらいからかからんと、泥縄ではだめなんですよ。

だから、前回からも声を大にして、こういう施策はもう——前は9カ月前でしたけれども、検討段階に入らなければ4月1日に間に合わないのではないかと、これを強く主張しているわけで

すが、その辺もあわせてお示しをいただきたい、
こういうふうに思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、介護保険制度の、特に保険料の減免制度の問題でございますけれども、先ほど申しましたように、この問題につきましては、まだ我々としては国からいろいろな方策が考えられてるといふところ辺りありまして、その辺を見きわめたいと、まずそのように思ってるわけでございます。

そして、以前に国が示している保険料の対策としましては、例えば65歳以上の高齢者の方が支払う保険料は半額にしましょうとか、そういった問題、あるいはまた半額にするために国の方ではその財政支援を行いましょと。これは自民党の考え方ですけども、そういった考え方が出されていると。ただ、これにつきましては大蔵省との調整が必要とか、そういった問題もございませけれども、まずそういった保険料の対策が言われておりました。

また、ほかの施策としまして、あと財政安定化基金といった問題なんかも、特にこれにつきましても市町村の拠出をある程度、額にしましてそのときには700億円程度軽減しようというような、そういった施策も考えられていたということもございませ。

そういった中で、我々としては、まだこのような動きがあるというところで、現在その運用方針が多分出てくるだろうという見込みのもとに、この減免制度を考えていきたいと、このように思っております。

ただ、先ほども答弁させていただきました、特に5段階ある中の第1段階、こういった方につきましては、特に高齢福祉年金の受給者でありますとか、そういった低所得者の方々については、今後国の保険料の負担軽減策等の動向も見きわめながら減免制度については考えてまいりたいと、このように答弁させていただいたところでございませ。

それと、上乘せ、横出しの問題でございます。これにつきましては、この横出し、あるいは上乘せ、これを福祉施策でやるのか、それとも介護保

険の制度の中で実施するののかといった問題がまずございませ。

そして、この上乘せ、横出しについて、事業を介護保険制度の中でやるということになりましたら、当然第1号被保険者の方々の保険料の負担の増加というのも招く、これも事実と思ひませ。ですから、その辺のところにつきまして、最終保険料がどれぐらいに設定されるかといふところ辺り、まだ今後も変更されるだろうという考えもあひませ、この辺について今後保険制度でやるのでありませたら保険料で対応する、あるいはそうでなかつたら今度は税で対応するといふようなこともあひませるので、それを今後検討していきたいと、このように思っております。

そして、現在その介護保険制度以外の福祉施策につきましても、一定庁内で現在検討いたしております。そして、その中で一般高齢者施策として実施した場合のメリットでありますとかデメリット、そういったことを現在検討しております。

特に、従来言われました給食サービスの問題でありますとか、あるいは住宅の改造助成、こういったものも、住宅の改修につきましては介護保険制度である程度見られるんですけども、例えばそれ以上に要った場合にはどうするかといふところもあひませ。そういったところ辺り考えて、それを税でいくんか、あるいは保険でいくんか、その辺をもう少し検討したい、こういうことございませ。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 国待ちの姿勢ばかりが非常に突出した印象として受けるわけですが、国が省令で明らかにするといふふうに言ってるのは、大体2月ごろを待たないかと、こういうことなんでしょうね。

それで、今いろいろ出てきてませよ。例えば介護報酬、仮単価1時間4,020円とか、それから、特養ホームの額についても多過ぎるんで、少し減額していきたいと、こういうのは出てるけれども、これはまだ国の決定ではないんですよ。国がそういう方向づけを決めて、中央の老人保健審議会へ諮問をする腹づもりをしたといふことなんですね。まだそこで何回か審議されて、決定を見なければ

ならないわけです。

ましてや、今言うたのは自民党の案やないか。国の案でも何でもないがな。一政党の案をこの辺で披瀝するなんて、こんなことあかんで。公の場やで、ここは。ほんとにそうなんです。

そういうことで、ましてやそういう段階ですから、詰めには時間かかるわけですよ。そして市が腹を決めても6カ月かかるんです。先ほど紹介したとおりです。一体本当にやる気があるのかどうか。国待ちということは、時間的には時間切れで見切り発車して、結局やらないと。一たんやってみますと、もうこれで走ってますんで、なかなか検討する機会はありませんという、御多分に漏れないいつもの答弁で逃げてしまうと、こういうことになるわけですから、本当にやる気があれば、今から方向づけを明らかにしなければならぬと、こういうふうに思うんですよ。

これは市長、時間がかかる問題です。6カ月しかあとないんですね。だから、他市でやられているいろんな、財政難も加味しながら、財源の捻出方も明らかにして、非常に苦慮しながら頑張っておられる、こういう状況にまさに追いつかれようとされませんか、どうですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この介護保険の問題は本当に全国的にも大変な事業でございまして、それぞれ苦労しているわけなんですけど、和気議員のおっしゃる減免制度、あるいは上乘せ、横出しを早く決めろというのはわかります。わかるんですけども、ただ要するに基本となる国のベーシックな部分が、小出しといいますか徐々に出てくるという段階でございまして、なかなか決定しにくい部分があるわけですね。

ですから、我々も内々検討はしておりますが、いろんな情報を集積した上で1つの判断をしないといけない部分がありますから、えらい時間がかかっているわけなんですけれども、その必要性ということについては認識をしておりますし、できるだけ早く確定をしていきたいというふうには思っておりますが、きょう時点ではまだそこまで至っておりませんので、御理解いただきたいというふうに思うんですが、もう来年4月ですから、待

ったなしですから、当然それまでに整理をしたいというふうに思います。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長、時間がないんですよ。そういうことで、既に本来他市では1月に検討課題に入れる資料というのは十分そろえてるわけですが、うちの場合には半年以上おくれてるわけですから、資料をそろえるのがね。6月過ぎてからやっと資料がそろえられてきたと、こういう状況ですから、しかし資料はやっとそろった、ということですから、結局2月に出てきた場合にはもう間に合わないわけですから、今から、他市でももう既に9月議会で明らかにし、財源の裏づけも明らかにしているわけですからね、もう即原課にそういう検討も指示をします。

やるかどうかは別にして、そういうふうに国が出してきたことが、間尺に合わない、実態に合わないという場合には困るわけですから、やっぱり市の独自施策というのが必要なんですから、そういうこともあらかじめ原課に指示をする。やっぱり金が要る問題ですから、市長がひとつ英断を持って原課に指示しない限り、原課は動きようがないわけですからね。この辺はどうでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 既に内々ではいろいろ検討しておりますので、その結果を早く集約をして、そして判断をするというふうにいたしたいと存じます。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） よろしくお願いをいたします。

それで、いわゆるオンブズパーソン制度についてなんですが、これは何か国保連合会に附属する都道府県に設置される認定不服審査会、それでやらなければならないんだと。いわゆる共同機関をつくるから、泉南市だけの意向ではどうにもならないんだというふうなことを言われたんですが、私が持っている資料では、1市4町でうちと同じような広域連合機関をつくってやっている北海道の空知中部広域連合、ここではもう既にやっておりますよ。そして、この9月議会に条例を提案して、全会一致で承認をされているわけですね。

要介護認定について、その結果に関する苦情を公平に処理するためのもの、そして施行規則もちゃんとできておまして、不満のある利用者はまず書面で苦情を申し立て、審査方法は関係書類や記録の閲覧のほか、実地調査、事情聴取などと、ちゃんとそこから必要な、いわゆる不服審査にお訴えになった利用者の方の書面をちゃんと取って、その書面をベースにいろいろ検討し、実地調査もする、こういうことでまさに認定審査の不服にかかわってオンブズパーソン制度が設けられているわけですよ。

こういう事例が現にあるわけですよ。これはどうなんですか。ちゃんと一般紙にもやられてるし、それからこれは空知だけではありません。今、広域連合やからやりにくいと、共同機関やからやりにくいというような言い方をされたんで、あえてこれを言いましたけれど、枚方、東京の中野区、世田谷、三鷹、それから横浜ですね。こういうところでも既に発足してるんです。いろんなところで、こういうことに対して行政も見学に行き、いい先進例が出たということやってる。国もこの方向づけを認めてますよ。文句を言うてないんです。

空知なんていうのは、国が直接やる空知支庁というところがあるわけですね。釧路支庁、空知支庁、網走支庁、いろいろありますね、北海道は広いですから。そういう国が直接面倒を見なければならぬ国の出先があるわけですが、そこも認めとるんです。どうなんですか。やってやれないことないじゃないですか。姿勢の問題じゃないですか。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この認定に係るオンブズパーソンの設置の問題でございます。これにつきましては、今議論されておりますのは、その介護認定を実際に行います。そして、その行われたという行為について、例えば不服を申し立てるといふ形になろうかと思えます。こういった場合には、当然行政庁が行った行政処分に対する不服がある者について、行政内部における簡易あるいは迅速な権利救済手続として、行政不服審査法が制定されておまして、これに従った場

合には市みずからの不服申し立ての処理を行うと、こういう形になると思います。

ただ、オンブズマンの方は、この苦情を解決するために必要な調査権を持ち、苦情の生ずる原因が制度や運営の欠陥によるものと判断した場合に、その是正勧告でありますとか意見表明を行うと、こういうことでありまして、実際に介護の認定事務を行い、そして決定されるということについては、我々としてはこれは行政事務であるというふうに理解しております。

そして、そういったものにつきましては、やはり特に中立性でありますとか公平性を確保しなければならぬということもありますので、我々としては介護保険審査会の方の、都道府県に設置しているこの分で審査させるといふことになってると、そういうふうに理解しております。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） できるんだけれども、市としてはいわゆる行政不服審査法を適用した1級上級の役所で不服関係を審査してもらって、国保連合会にできる審査会で十分なんだと、こういうことなんですか。できないということではないですね。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先ほど申しましたのは、この介護認定審査の決定、それについてはあくまでも行政処分ということになりますので、これは行政処分に対する不服ということになりますので、我々としてはこの分についてはあくまでも都道府県の介護保険審査会の方で審査をされてると、このように理解してるところであります。

ただ、事務的な苦情でありますとか、そういう分についてはオンブズマンというんですか、そういったところで、例えば苦情の生ずる原因とか、あるいは運営の欠陥によるものと判断した場合には、こういったものに是正勧告を行うことができると、こういうふうに理解しております。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） 違う法律ですからね、行政不服審査法をそのまま適用して苦情処理に当た

る、いわゆる申請に当たるといことは、その条文を具体的に盛り込まなければならぬんですよ、その条文を。ところが、今回の介護保険法には、行政不服審査法を不服処理については適用する、こういうふうな条項が入ってません。

私、新家にできるスーパーのときも、いわゆる建築基準法にかかわって不服審査がある場合に、1級上級の役所に上げなければならないと建築基準法の中にちゃんと明記されてますよ、それは行政不服審査法を適用するというふうに。これはそうはなっていないです。だから、空知でもこういうものをつくっているわけですよ。他市でつくれているんです。これはひとつもっと検討いただいて、できることならば、できるのであればやる、こういうことでひとつお願いをしたい。

一番この点が市民の皆さんの、具体的に私は登壇のときに紹介しました。同じお年寄りであっても、家庭で介護者がおるところとひとり暮らしのお年寄り、同じ状態にありながら片方は低い、片方は高い、こういうふうな不文律ができるんです。その辺で当然千差万別です。ケース・バイ・ケース、いろいろケースによって違うんです。だから皆さんから不満が出るわけで、一番多いんですよ、ここのところは、いわゆる支払いの問題についてね。

そういうことで、この点についても法的にできるということであれば検討されるのかどうか。この点は今はまだ勉強してもらえないけれども、他市で十分にできるし、近いところでは大阪府下で枚方でもやっているわけですから、他市でやれて、やれないということはないわけで、このことで飯を食っておられる原課としては非常に勉強不十分だということに私は思うんですが、市長、この点でやれるということであれば、市民のそういう不安にこたえて、靴の裏から足をかくようなことじゃなくて、行政不服審査法を適用して、1級上級の役所で実情も十分反映しないままにやるということではなくて、1人当たり5分というわずかな審査時間で決定するわけですよ。当然その中からいろいろな問題が出てきます。

そういう隘路を解決するためにも、このいわゆるオンブズパーソン制度が必要だということで各

市でも検討に入っているわけですから、この辺はどうなのか、ひとつ市長の見解をお伺いをしたいというふうに思います。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 実際、認定作業に入りますと、いろんなケースが出てくるということが想定されます。ですから、それに対する不満あるいは苦情というものも当然出てこようかというふうに思います。

この処理の仕方については、私どももまだ勉強中で十分なところまで至っておりませんが、御指摘ありましたようなところも十分参考にして、どういう形がいいのかということについては勉強もし、また検討もしたいというふうに思います。

副議長（奥和田好吉君） 和気君。

13番（和気 豊君） これはもう時間がありませんので、早急に事業策定委員会、そのほか議会にも当然所管の委員会等にもおかけをいただいて、検討もしていただくということになりますから、時間の制約もありますので、早急に対応をお願いをしておきたい、これは要望にかえておきます。

それと、もう1つは、市長が去る6月議会でサービスは低下させないということでした。現在はそういう施策を受けているんだけど、いわゆる自立と認定された方は、ひとり暮らしや老人家庭の場合にはすぐにその対応に困るわけですよ。こういう場合にどういうふうに市としてこういう方に対応されるのか。市では、昨年9月に実施したモデルケースから大体50人ぐらいの人が出るだろうと、こういうふうに使われています。

それから、料金の問題でも、例えば今ホームヘルパーの派遣を受けておられる方で、84%の皆さんがいわゆる無料でお受けになっている。こういう方も、状況の変化が非常に大きく変わって出てくるわけですから、こういうふうな対応の問題ですね。

それから、先ほど私、公でというふうに言いました。これも要望が非常に強いんですよ。民間任せになってしまって、ほんとに営利追求になってしまうと違うかというふうなことも言われているわけですが、不安を持っておられるわけですが、例えばこれは東京の方のある区なんです、

そこは社会福祉協議会で派遣事業をやってる。そこはそのまま存続して、この事業をやろうとしてるんです。公でこの事業をやるんです。社会福祉協議会でこれをやるんですよ。

ところが、例の仮単価が出ました。いろいろあります。1時間4,020円、30分2,100円と、こういう価格が出ましたけれども、これで計算しますと半分ぐらい持ち出しだと。現在6,300万要ってる。市が独自に2,900万を上乗せしてこの6,300万という金を確保してる。

ところが、それがこの4,020円、2,100円のホームヘルプ事業の介護報酬で計算をいたしますと、いわゆる10%の調整額が入ってますよ、東京ですからね。それでも半分ぐらい、3,200万ぐらいしか金が出てこないと、こういうふうに言われてる。あとどないしようかということで非常に悩んでおられるんです。

ところが、公ですから、区と話し合いをして、その財源を何とか確保してもらえんという方向で一定のめどがついて、担当者も明るい顔をしておられるわけですが、民間の場合やったらどないなりますか。事業を閉鎖するか、派遣事業を取りやめるか、それともホームヘルパーさんの給与にシワ寄せするか、サービスを低下させるかというやり方しかなくなるわけですね。だから、国の基準というのは極めて低いんですよ。

その辺を考えて、いわゆる財源補てんも市で独自に考えながら施策を考えていかなければならない、こういうふうに思うんです。それが市長のサービス低下を来さない、その立場で頑張るということの中身なんです、1つ例を挙げますとね。その辺はどうなんでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 時間がありませんので、簡潔に答弁をお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、認定段階で自立というふうに判定されて、従来サービス提供をされてた方、これについてどういった対応をするかという御質問だったと思います。

これにつきましては、我々現在考えておりますのは、施設の方で例えば自立として判定されても、もし入所されてる方がおられましたら5年間の経

過措置というのがとられます。ですから、その辺で我々もこの在宅の分についても、その辺も考慮しながら、自立と認定される方々については何らかの対応が必要じゃないかという形で考えてるところでございます。

〔和気 豊君「何らかいうて、あと6カ月やから。そんな漠然たる答えをして。具体的に検討せんかい」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 済みません。2点目の質問。

〔和気 豊君「84%、無償の人が有料になる」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 済みません、もう一度要旨を。えらい申しわけありません。

〔和気 豊君「無償の人が有償になることについてどないするんや」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君、再度今のお尋ねのところをおっしゃっていただきたいと思います。もう時間でございますので。

13番（和気 豊君） 市の資料をいただきますと、今187世帯で、そのうち無料の世帯は157世帯、84%なんですよ。これが今度は有償になるということについては、どういうふうに手当てをされるんかと。ひとり暮らしや所得の少ない人にとっては当然手当てが必要でしょう。これについてはどうするのかということをお聞きしたのと、市がいわゆる介護派遣者にならない場合の矛盾をどういうふうに解決するのかと。とりわけ介護報酬の仮単価が非常に低い額しか出ていない。そういうことで、業者が本当に通り一遍のサービスしかできなくなったら、そのときは市はどう対応するのか。市は管理責任ありますよ。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。簡潔にお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ちょっと頭が混乱しておりまして、申しわけございません。

まず、市が要するにサービスの提供事業者になるかならんかという議論でございますが、これにつきましては、先ほども答弁させていただきました。特に1つの例をとりまして説明させていただ

いたところでございますけれども、特にホームヘルプサービス事業につきましては、当然介護という形でサービスが提供されますと、24時間体制といったような問題もございます。

それと、またその24時間体制で実際に市の職員を派遣することができるのかどうかといった問題、それとまた市が保険者になるということもありません。保険者がそのサービス提供事業者にならなければならないかというようなところもございます。ですから、その辺で我々としては、現在市についてはその提供事業者にはならないという方向で進んでいくところでございます。

議長（薮野 勤君） 以上で和気議員の質問を結びたいします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。なお、次回本会議は来る24日午前10時から継続開議といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。

午後3時25分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 薮 野 勤

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修

大阪府泉南市議会議員 林 治